

新市基本計画

平成 20 年 11 月

糸島 1 市 2 町合併協議会

平成 3 1 年 3 月変更

糸島市

目 次

第1章 序論	
1 糸島1市2町合併に関する現在までの経過	1
2 糸島地域の現状と課題	2
3 糸島1市2町合併の必要性	17
4 計画策定の方針	20
第2章 新市建設の基本方針	
1 新市の将来像	21
2 まちづくりの基本理念	22
3 まちづくりの基本戦略	23
4 主要指標の見通し	26
5 地域別整備方針	28
第3章 新市の主要施策	
1 施策の体系	35
2 分野別施策	36
3 重点プロジェクト	47
4 新市における県事業の推進	50
第4章 公共施設の適正配置と整備	
1 新市の事務所の位置	55
2 既存施設の有効活用	55
3 その他	55
第5章 財政計画	
1 新市の行財政運営に関する基本的な考え方	56
2 財政計画作成方法	56
3 歳入・歳出についての考え方	56
4 合併に対する財政支援	59
5 合併による経費削減効果	59
6 財政計画表	61
【用語解説】	63

第1章 序論

1 糸島1市2町合併に関する現在までの経過

近年の社会環境は、交通・情報通信手段の発達に伴う日常生活圏の拡大や、急速な少子高齢化に伴う人口減少などにより、めまぐるしく変化しています。

地方自治体を取り巻く情勢も、地方分権の進展や国・地方を問わず財政状況の悪化などを背景に大きく変化し、「平成の大合併」と言われる自治体再編の取組が全国的に進んできました。

前原市、二丈町、志摩町の糸島1市2町はこれまで、歴史や文化、豊かな自然環境を大切にしながら同一の生活圏として一体的に発展してきました。また、主要な広域業務であるごみ・し尿処理、火葬、消防、救急については、「糸島地区消防厚生施設組合」を設置し、早くから事務の共同処理に取り組んでいます。

このような中で、糸島1市2町の合併を検討する任意団体「いとしま合併検討会」が平成12年3月に結成されました。平成14年6月には糸島1市2町の合併協議会の設置に係る同一請求のための署名活動が展開され、8月には各首長に対し合併協議会の設置を求める請求がありました。

これを受けて、糸島1市2町の各議会で合併協議会設置議案が可決され、同年11月に「糸島1市2町合併協議会」が設置されました。

合併協議は、約1年10ヶ月をかけて行われましたが、平成16年9月30日の合併の是非を採決する投票において、合併を是とする票が出席委員の3分の2に達しなかったため、不調に終わりました。

その後、前原市、二丈町、志摩町では、新たな行政課題や厳しさを増す財政事情を抱えながら、独自のまちづくりや行財政改革に取り組んできましたが、将来にわたる住民福祉の維持・向上のため、地方分権の受け皿となるよう自治体の基盤強化を目指す必要に迫られてきました。

そこで、平成18年7月に糸島1市2町の首長で合併を目指す申し合わせを行い、広域的なまちづくりの実現に向けた合併研究会や合併調整会議の開催など、合併協議のための新たな準備を進めました。

統一地方選挙後の平成19年12月には、糸島1市2町の首長の意思で提案した合併協議会設置議案が各議会で可決され、12月26日に再度、「糸島1市2町合併協議会」を設置しました。

以降今日まで、平成22年1月の合併を目指して、合併協定項目に関する協議や新市基本計画の作成、事務事業の一元化作業などを精力的に行い、積極的な議論を重ねてきました。

2 糸島地域の現状と課題

(1) 位置と沿革

本地域は、福岡県の西に位置し、東は福岡市に、西は佐賀県唐津市、南は佐賀県佐賀市と接しています。北側は玄界灘に面した海岸線となっています。

このような地理的条件により、弥生時代より大陸からの新文化の玄関口として栄え、その歴史は非常に古いことで知られています。律令制導入以降、「イト」、「シマ」の2郡が置かれ、明治29年に両郡が合併して糸島郡が生まれました。

明治時代までに成立していた村は、明治22年の市制・町村制の施行による全国一律に行われた町村合併により、本地域内で14村となっています。

その後、昭和28年の町村合併促進法の施行を受けて、昭和30年の合併により前原町、二丈村、志摩村となりました。

昭和40年に二丈村と志摩村が町制を施行し二丈町、志摩町となり、平成4年には前原町が市制を施行し前原市となり現在に至ります。

面積は216.12k㎡で、福岡県の4.3%を占めています。

■面積と市町制施行日■

区分	前原市	二丈町	志摩町	1市2町計
面積(k㎡)	104.50	57.07	54.55	216.12
市町制施行日	平成4. 10. 1	昭和40. 4. 1	昭和40. 4. 1	

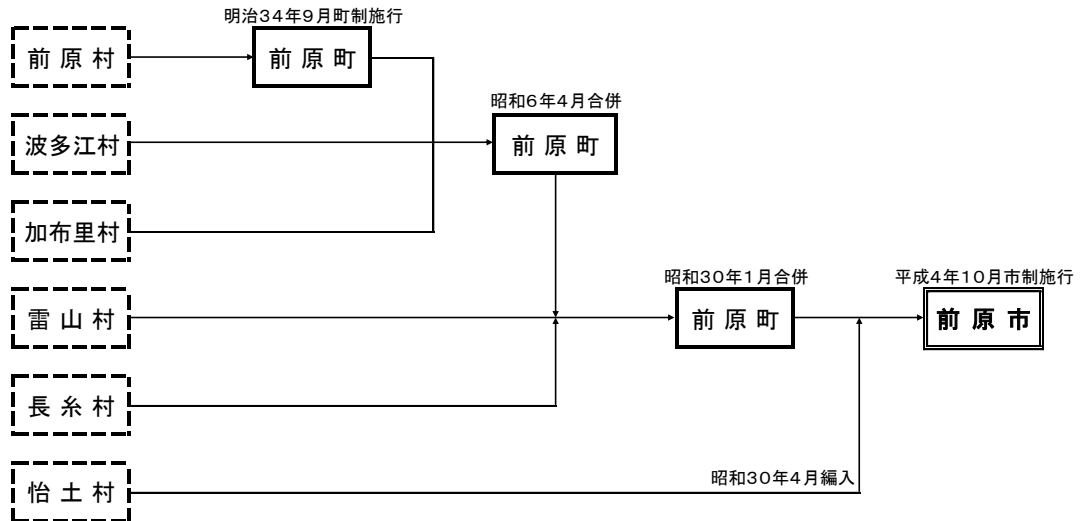
■新市の位置■



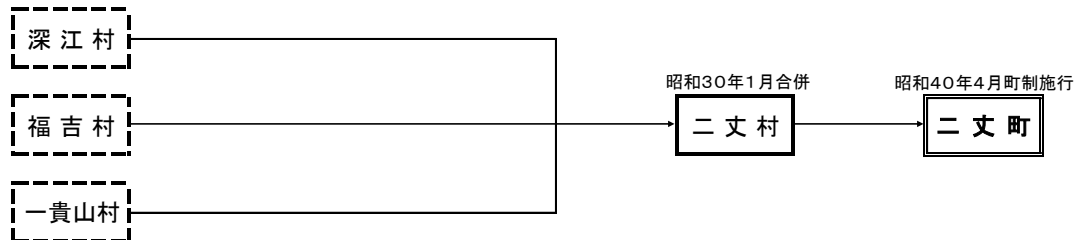
■系島1市2町の合併の変遷■

明治22年4月
市制町村制施行時

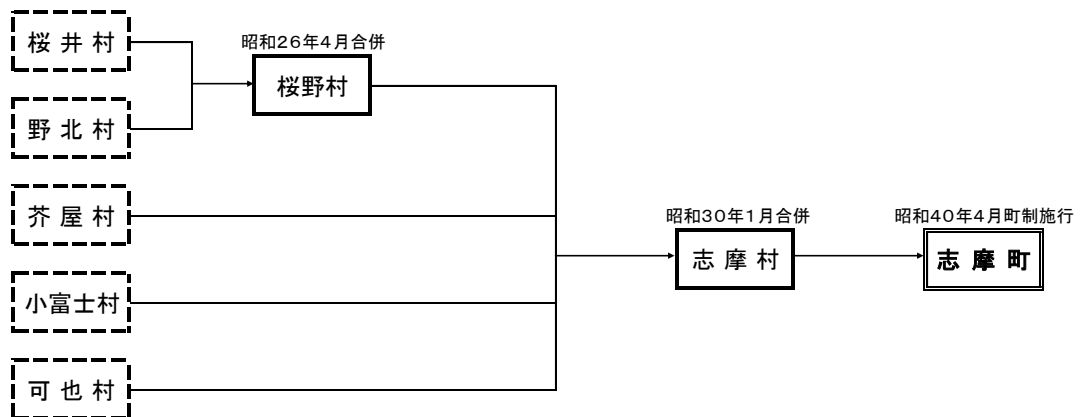
【前原市】



【二丈町】



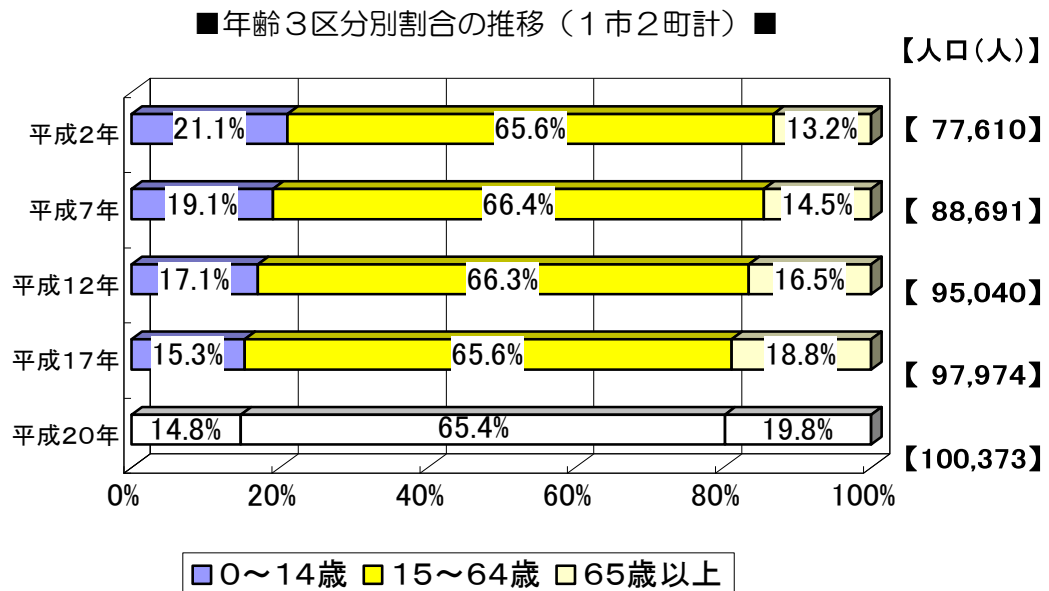
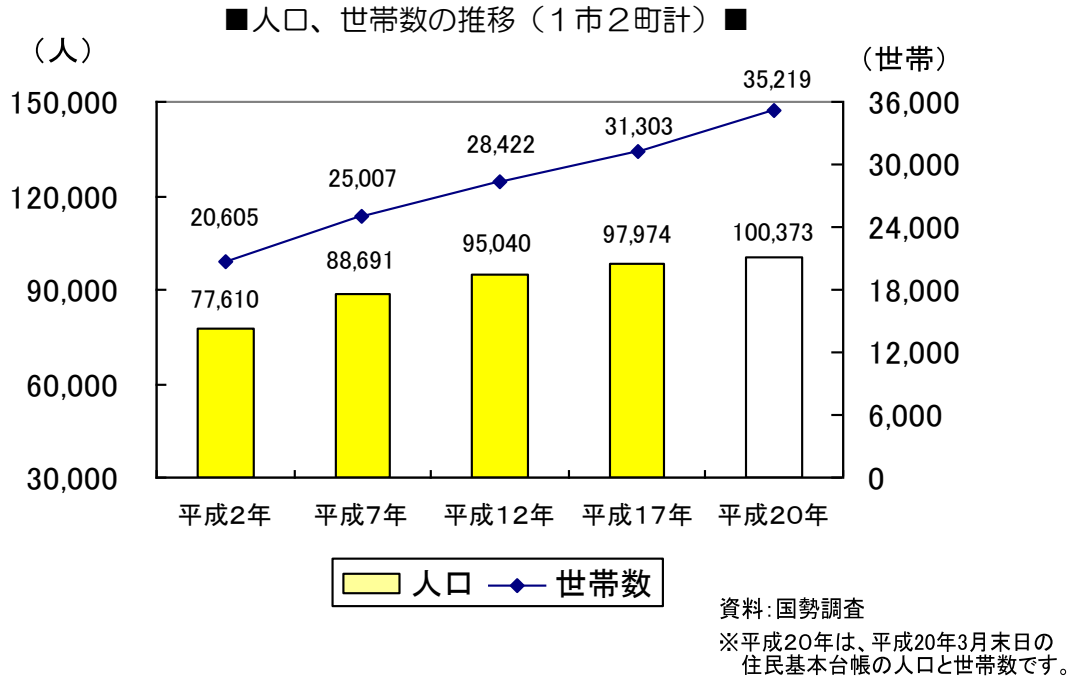
【志摩町】



(2) 人口

本地域の総人口は、平成17年の国勢調査によると97,974人で、増加基調にあります。

少子高齢化は年々進んでおり、平成17年の65歳以上の人口割合は18.8%（人口は18,427人）で、平成12年の16.5%（15,655人）から大きく上昇しています。



(注) 年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもあります。

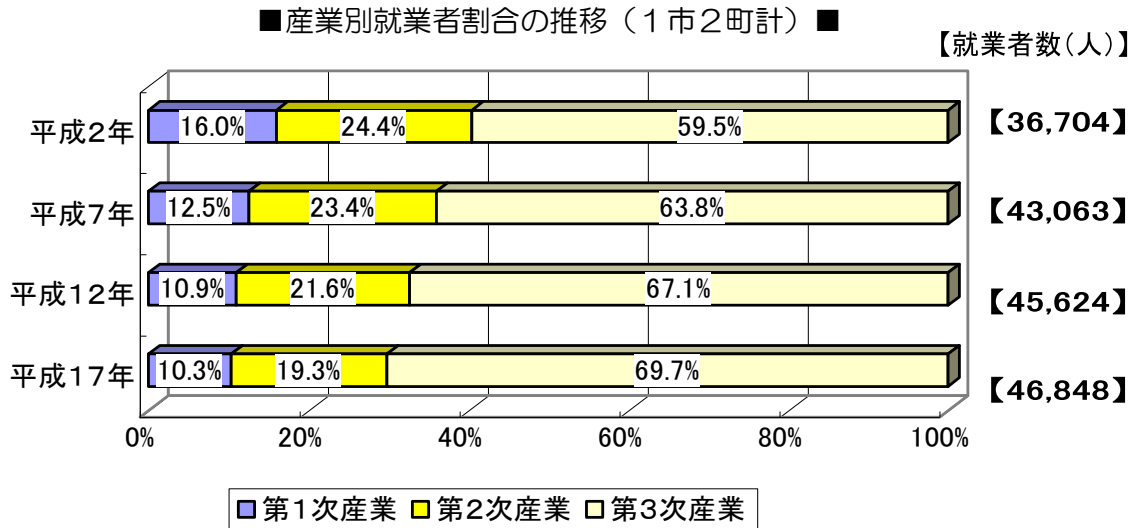
資料: 国勢調査
※平成20年は、平成20年3月末日の住民基本台帳の人口です。

(3) 産業

① 産業別就業人口

平成17年の国勢調査によると、産業別就業人口の第1次産業の割合は10.3%、第2次産業は19.3%、第3次産業は69.7%となっています。

第1次産業の割合は減少傾向を示しているものの、国の平均4.8%、県の平均3.5%を大きく上回っています。

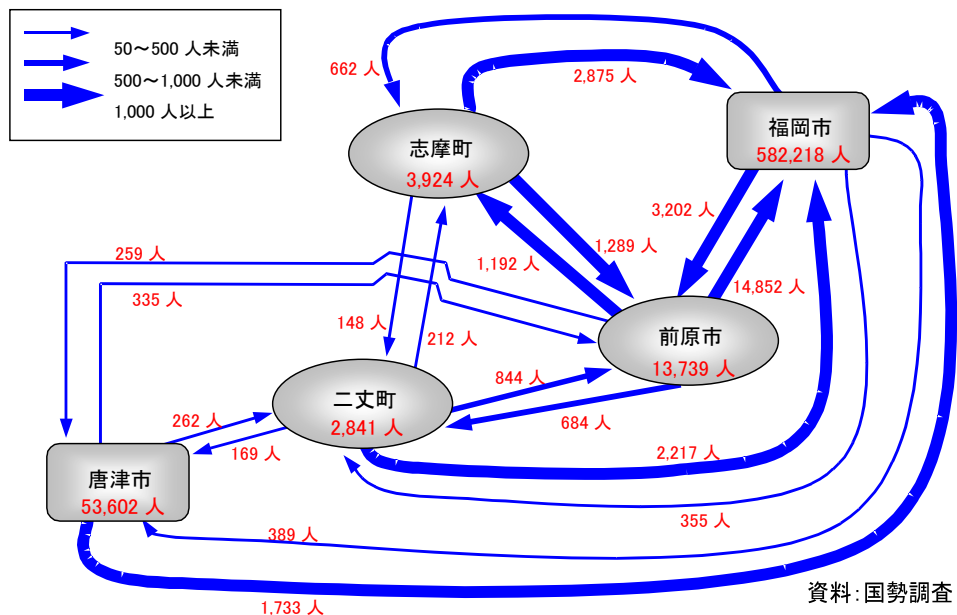


(注)分類不能があるため、合計が必ずしも100%にならないものもあります。 資料:国勢調査

② 就業者の状況

平成17年国勢調査の通勤者数でみると、福岡市への通勤が目立つものの、1市2町間の双方向の移動も多くみられ、地域の結びつきの強さがうかがえます。

■ 本地域の就業者の状況（平成17年） ■



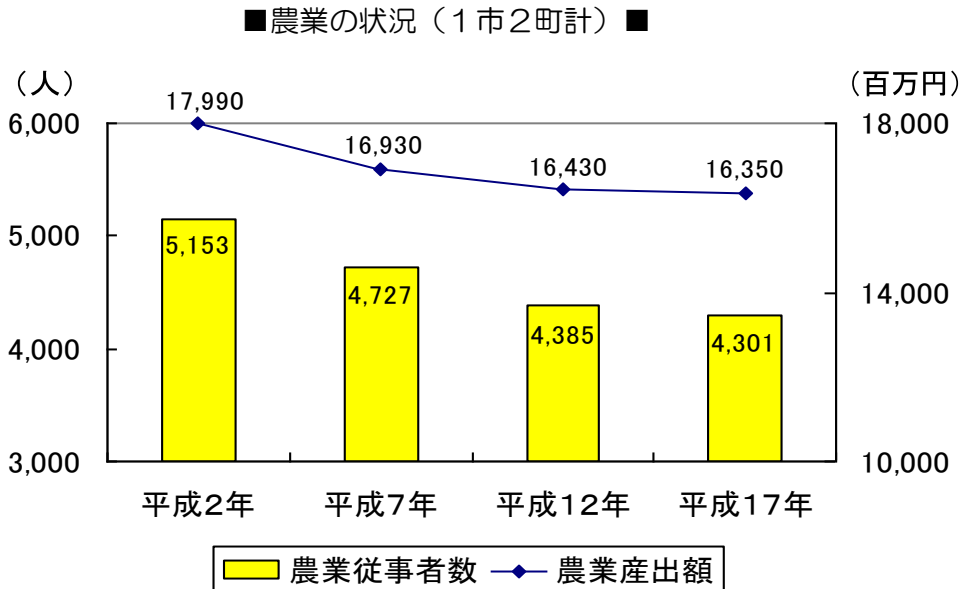
(注)数字は15歳以上就業者数で、 内数値は各市町内就業者

③ 産業構造

○ 農業

平成17年国勢調査によると、糸島地域内の農業従事者は平成2年に5,153人であったのが、平成17年には4,301人にまで減少しています。

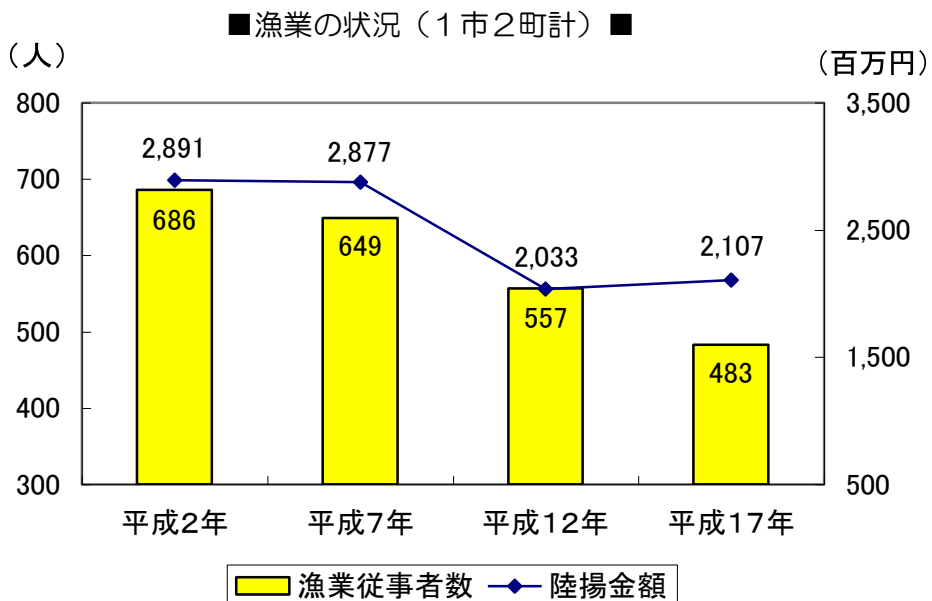
また、従事者数に比例して農業産出額も減少傾向を示しています。



○ 漁業

漁業従事者については、減少傾向が続き、平成2年に686人であったのが平成17年には483人となっています。

陸揚金額は一時減少していましたが、最近はやや横ばいで推移しています。

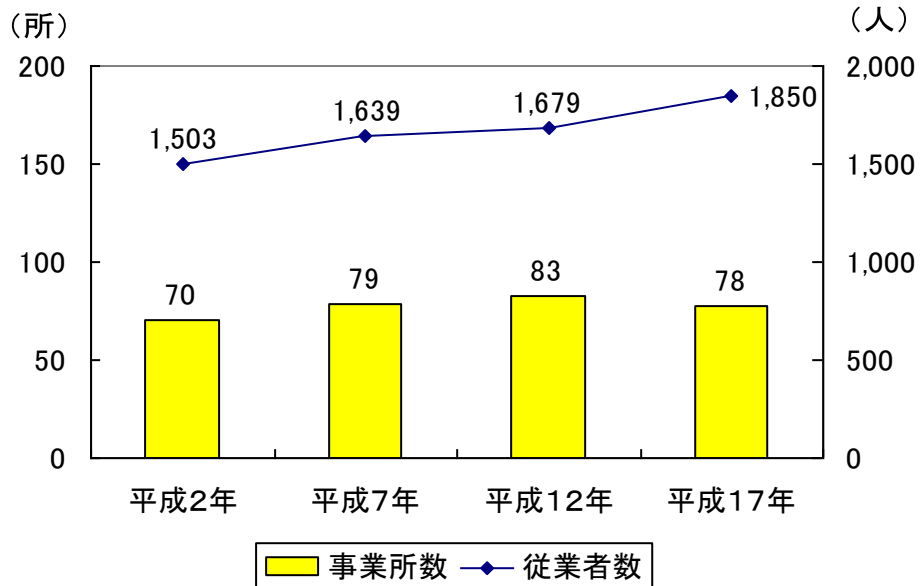


○ 工業

工業については、事業所数はほぼ横ばいで推移していますが、従業者数は増加傾向を示しており、製造品出荷額は平成7年から上昇傾向にあります。

■工業の状況（1市2町計）■

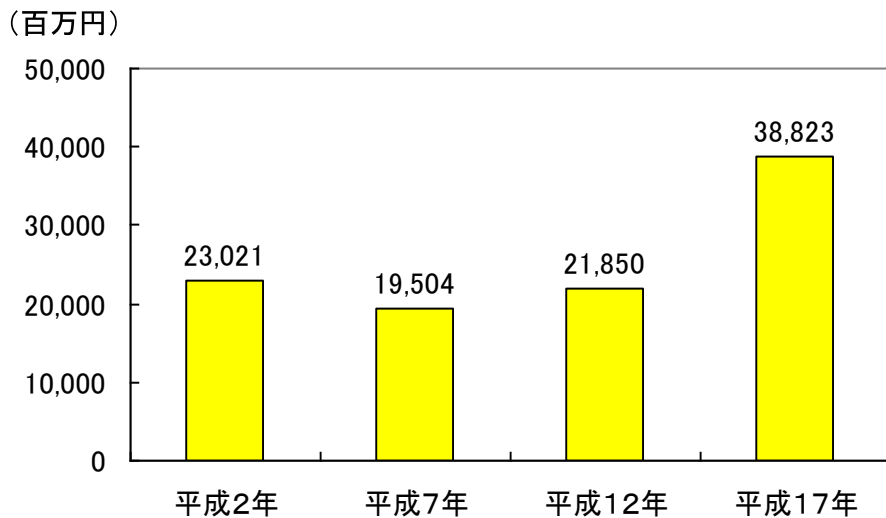
《事業所・従業者数の推移》



資料:工業統計調査

(注)事業所数は、従業者4人以上のものです。

《製造品出荷額の推移》



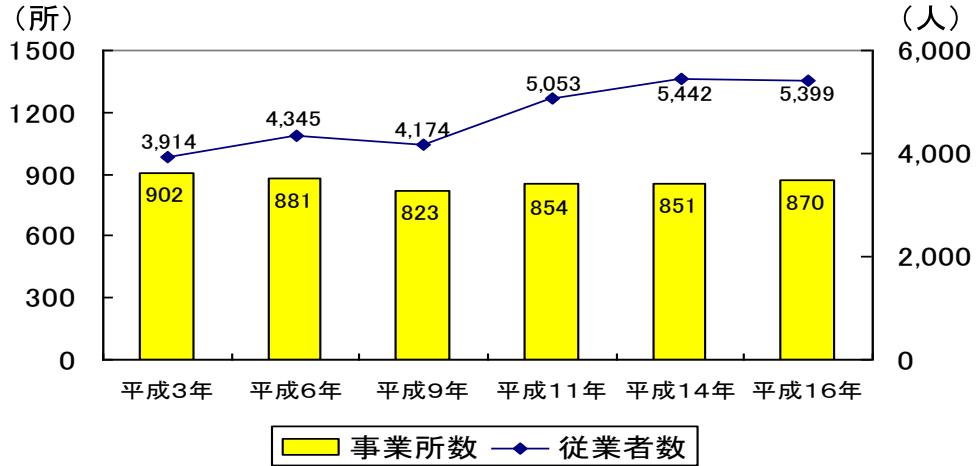
資料:工業統計調査

○ 商業

商業については、事業所数、従業者数、年間販売額ともにほぼ横ばいで推移しています。

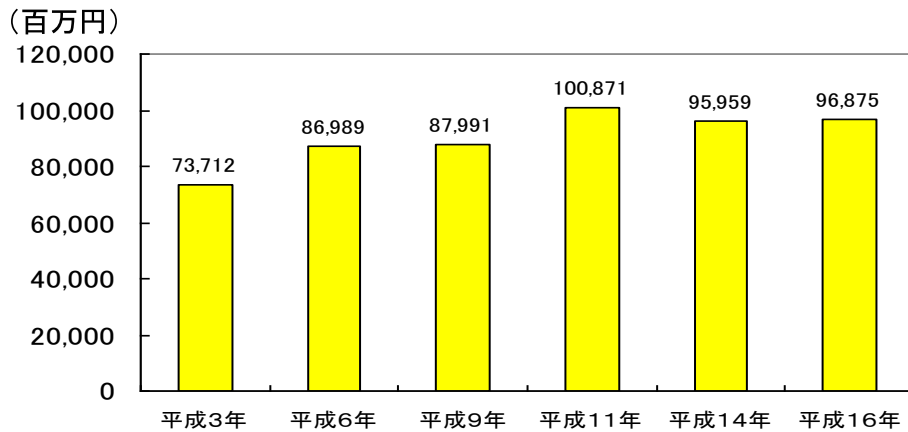
■ 商業の状況（1市2町計） ■

《事業所・従業者数の推移》



《年間販売額》

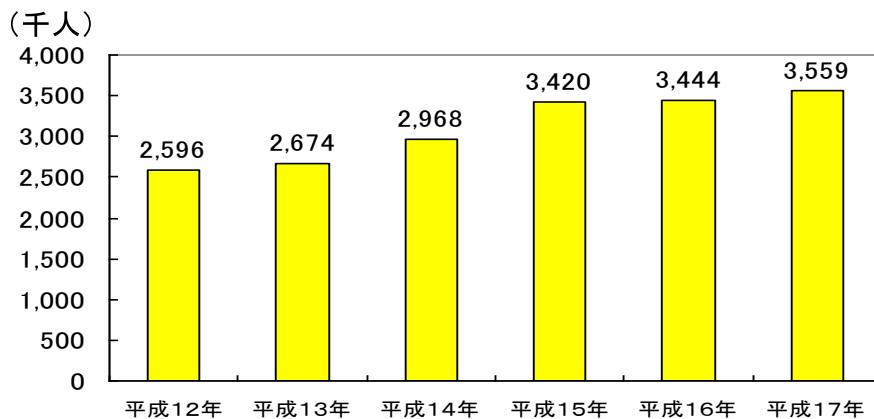
資料: 商業統計調査



資料: 商業統計調査

④ 観光入込客

観光については、平成12年に259万人であった観光入込客数が、平成17年には356万人にまで増加しています。



資料: 福岡県観光入込客推計調査

(4) 都市基盤・生活環境

本地域の道路整備状況は、道路改良率が51.1%、舗装率が82.3%となっており、県平均の61.4%、83.2%と比べると、道路改良率はかなり低くなっています。

■道路整備状況（1市2町計）■

(平成17年度)

(単位:m、%)

区 分	道路延長					改良率 (%) B/A	舗装率 (%) C/A
	実延長	道路面積	改良済延長	舗装済延長	自動車交通不能道延長		
	(m) A	(㎡)	(m) B	(m) C	(m)		
1市2町計	920,948	5,423,355	470,185	758,216	65,287	51.1	82.3
県 計	31,891,481	187,639,774	19,574,740	26,537,747	4,589,028	61.4	83.2

資料:平成17年度公共施設状況調査

(注)市町村道

本地域の上水道普及率は74.8%、公共下水道普及率は52.1%となっており、県平均の88.2%、70.9%と比べると、それぞれ大きく下回っています。

■上水道の普及状況（1市2町計）■

(平成17年度)

(単位:人、%)

区 分	住民基本台帳人口 (人)	給水人口 総数 (人)	現在給水人口				上水道普及率 (%)
			上水道	簡易水道	専用水道	飲料水供給	
1市2町計	99,952	74,761	70,126	3,301	1,334	0	74.8
県 計	5,028,026	4,436,310	4,327,797	47,416	51,480	9,617	88.2

資料:平成17年度公共施設状況調査

(注)上水道普及率=給水人口総数÷住民基本台帳人口

■公共下水道の普及状況（1市2町計）■

(平成17年度)

(単位:人、㎡、%)

区 分	現在排水人口 (人)	現在排水区域面積 (㎡)	普及率(対行政区域内人口) (%)	普及率(対行政区域面積) (%)
1市2町計	52,045	8,295,800	52.1	3.8
県 計	3,567,234	560,965,500	70.9	11.3

資料:平成17年度公共施設状況調査

(5) 行財政

1市2町の職員数は564人（平成19年4月1日現在）で、職員1人当たりの住民数は177.6人となっています。

■ 1市2町の職員数 ■ (単位:人)

区 分	前原市	二丈町	志摩町	1市2町計
職員数(平成19.4.1)	347	92	125	564
職員1人当たり住民数	198.1	147.8	142.7	177.6

資料:各市町調べ

(注)職員1人当たり住民数は、平成19年4月1日の住民基本台帳人口に対するものです。

1市2町の法定議員数74人に対し、現議員数は44人となっています。

■ 1市2町の議員数 ■ (単位:人)

区 分	前原市	二丈町	志摩町	1市2町計
法定議員数	30	22	22	74
条例議員数	18	13	13	44
任 期	平成22年11月16日	平成23年4月29日	平成23年4月29日	

資料:各市町調べ

平成18年度の財政力指数は、前原市0.55、二丈町0.42、志摩町0.43となっています。各市町の経常収支比率は90%を超え、財政の硬直化が進んでおり、公債費比率も平成18年度は1市2町とも14%を超え、公債費の負担割合が増えつつあります。

■ 1市2町の財政 ■

区 分	前原市	二丈町	志摩町	1市2町計	
歳入総額 (千円)	平成16年度	23,004,579	5,525,122	6,281,014	34,810,715
	平成17年度	20,907,899	4,452,113	6,083,915	31,443,927
	平成18年度	18,437,993	4,447,174	5,561,870	28,447,037
歳出総額 (千円)	平成16年度	22,510,749	5,341,112	6,123,209	33,975,070
	平成17年度	20,409,019	4,194,897	5,919,570	30,523,486
	平成18年度	17,949,753	4,274,726	5,382,424	27,606,903
財政力指数 (3カ年平均)	平成16年度	0.52	0.40	0.39	0.47
	平成17年度	0.53	0.41	0.41	0.49
	平成18年度	0.55	0.42	0.43	0.50
経常収支比率 (%)	平成16年度	93.1	93.9	95.6	94.2
	平成17年度	94.2	95.2	89.7	93.0
	平成18年度	96.7	93.2	96.5	95.5
公債費比率 (%)	平成16年度	14.3	10.1	12.7	12.4
	平成17年度	14.1	12.4	13.6	13.4
	平成18年度	14.6	14.0	14.7	14.4
起債制限比率 (%)	平成16年度	7.4	6.4	4.9	6.2
	平成17年度	8.2	6.1	5.1	6.5
	平成18年度	8.7	7.1	6.5	7.4

■ 1市2町の住民1人当たりの歳入・歳出額 ■

(単位:千円、人)

区 分	前原市	二丈町	志摩町	1市2町計
住民1人当たり歳入額	308.93	358.58	345.61	322.20
住民1人当たり歳出額	301.60	343.32	335.94	313.37
平成17年国勢調査人口	67,275	13,409	17,290	97,974

(注)住民1人当たり歳入額(歳出額)は、平成16～18年度の歳入総額(歳出総額)の平均額を平成17年度国勢調査人口で除したものです。

- 財政力指数とは、基準財政収入額に対する基準財政需要額の過去3ヶ年の平均値です。財政基盤の強さを示す指数で、「1」に近いほど財政力が強いことを示します。
- 経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業費などの臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。
- 公債費比率とは、地方債の発行に伴う毎年度の元利償還費(公債費)に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、団体の財政力に対する公債費の負担の割合を示しています。
- 起債制限比率とは、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されるもので、過去3年度間の平均が20%以上になると起債が制限されます。

(6) 広域行政

糸島1市2町が構成団体となっている広域行政機構の数は、協議会1、機関の共同設置2、一部事務組合9、広域連合2です。

■ 1市2町が構成団体となっている広域行政機構 ■

【協議会】

名称	事務の名称	前原市	二丈町	志摩町	構成団体数
福岡都市圏広域行政推進協議会	その他	○	○	○	9市10町

【機関の共同設置】

名称	事務の分類	前原市	二丈町	志摩町	構成団体数
前原市、糸島地区消防厚生施設組合公平委員会	その他	○			1市1組合
糸島地区廃棄物審議会	その他	○	○	○	1市2町

【一部事務組合】

名称	事務の分類	前原市	二丈町	志摩町	構成団体数
福岡地区水道企業団	環境衛生	○	○	○	8市9町及び1水道企業団
糸島地区消防厚生施設組合	環境衛生	○	○	○	1市2町
福岡都市圏競艇等事業組合	その他	○	○	○	8市10町
福岡都市圏広域行政事業組合	厚生・福祉	○	○	○	9市10町
福岡県自治会館管理組合	その他		○	○	県内全町村
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	厚生・福祉	○	○	○	19市及び県内全町村
福岡県市町村職員退職手当組合	厚生・福祉	○	○	○	17市31町村及び46自治会館組合1広域連合
福岡県市町村災害共済基金組合	厚生・福祉	○	○	○	県内全市町村
福岡県自治振興組合	その他	○	○	○	県内全市町村

【広域連合】

名称	事務の分類	前原市	二丈町	志摩町	構成団体数
福岡県介護保険広域連合	厚生・福祉		○	○	5市34町村
後期高齢者医療広域連合	厚生・福祉	○	○	○	県内全市町村

(7) 広域的位置付け

本地域の福岡県内における位置付け、地方中枢都市福岡市を中心とした福岡都市圏における位置付け、及び県境に位置していることから県際交流圏としての位置付けを整理します。

① 福岡県内における位置付け

- 本地域は、福岡県の西に位置し、南部に脊振雷山山系、北部に玄界灘を配した、東西に長く変化に富んだ海岸線が続く多様で豊かな自然に恵まれた地域です。
- 玄界灘に面した大陸との交流の歴史をもつ地域で、歴史資源が豊富な地域です。
- 九州大学伊都キャンパスを核とする新たな学術研究都市が形成されることによって、新たな発展の可能性が大いに期待されています。

② 福岡都市圏における位置付け

- 本地域は、九州最大の都市福岡市を中心とした福岡都市圏において、西の副拠点となる地域です。
《天神(都市中心核)～西新(副拠点)～姪浜(副拠点)～前原(副拠点)と連なる拠点》
- 福岡市のベッドタウンとしての機能を拡大しつつあり、人口の増加が続いています。
- 地方中枢都市近郊の農林水産物供給拠点としての機能を有しています。
- 自然と歴史、食に富んだ都市近郊リゾートゾーンとしての機能を有しています。

③ 県際交流圏としての位置付け

- 本地域は、福岡県と佐賀県との県境に位置し、玄界灘に面した美しい海岸線と豊かな自然環境に恵まれており、歴史と自然を生かした観光資源の掘り起こしやネットワーク化による新たな交流の拡大が期待されています。
- JR筑肥線及び西九州自動車道をはじめとした交通基盤の整備が進められています。

(8) まちづくりの課題

① 健康づくりの推進と福祉制度の充実

○ 健康づくりの推進

- ・ 病気になる前の健康対策が重要で、病気の早期発見・早期治療のための健康診査や医療体制を充実する必要があります。
- ・ 医療技術の高度化・専門化には、広域的体制や救急医療体制の充実の中で対応していく必要があります。

○ 福祉制度の充実

- ・ 高齢者福祉については、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に基づき介護保険対象サービスの充実に努める必要があります。
- ・ 障害者福祉は、行政と住民、地域福祉団体などの連携のもとに支援する必要があります。
- ・ ひとり親家庭など、要支援者が経済的、社会的に自立ができるように支援する必要があります。

② 子育て支援の充実と青少年の健全育成

○ 子育て支援の充実

- ・ 少子化対策については、各種保育サービスの充実、相談体制の整備などの子育て支援の充実が課題です。

○ 学校教育の充実

- ・ 地域への学校開放、地域との連携、個性的な学校運営などが求められるとともに、不登校、いじめ、基礎学力の低下などへの対応も課題となっています。
また、児童・生徒の減少が見受けられる学校もあることから、通学区域の見直しなどの検討が必要になります。

○ 青少年の健全育成

- ・ 家庭をはじめ、学校や地域とのつながりをさらに強めた青少年の健全育成が求められるとともに、指導者の養成、子ども会や育成会などの組織の体制整備が課題です。

○ 食育の推進

- ・ 健全な食習慣を身に付け、生涯にわたり健康な生活を営むため、子どもたちからの食育を推進する必要があります。

③ 自然環境の保全と循環型社会の確立

○ 豊かな自然の保全と共生

- ・ 海、山などの豊かな自然がもたらす地形や景観、生態系は、本地域の貴重な財産として将来にわたり守っていく必要があります。

○ 河川の水質保全

- ・ 自然環境を維持するため、河川の水質保全に努める必要があります。

- 循環型社会の確立
 - ・ ごみの減量化や省エネルギーによる二酸化炭素の削減をはじめ、リサイクルなどを通して自然に優しい循環型社会を目指す必要があります。
- ④ 都市基盤の整備と防災・防犯体制の確立
 - 都市基盤の整備
 - ・ 新市の実状と発展性を踏まえた土地利用計画を策定することが重要で、その中で都市的な整備を促進する地域を明確にする必要があります。
 - ・ 田園都市にふさわしい街並みや公園、緑地、広場など、住民が憩う空間を確保し、行き届いた管理をしていくことが課題です。
 - ・ 快適な生活を創造する情報通信技術が活用できる基盤を整備する必要があります。
 - 道路・交通網の整備
 - ・ 都市計画道路や既存道路の整備を推進するとともに、渋滞解消対策が課題となっています。さらに、JR筑肥線及び西九州自動車道をはじめとした交通基盤の整備を促進する必要があります。
 - ・ 住民の普段の交通手段としての生活路線バスの問題など、地域交通対策が課題となります。
 - 上下水道等の整備
 - ・ 生活に欠かせない安全な水を安定的に供給できる上水道システムを確立する必要があります。
 - ・ 公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽設置整備事業などの下水処理を、積極的に推進する必要があります。
 - 防災・防犯体制の確立
 - ・ 災害時の迅速な応急対策や復旧対策が円滑に行える体制を確立する必要があります。また、消防団員の確保が困難になっており、団員確保が課題です。
 - ・ 安全・安心のまちづくりを推進するため、防犯体制の整備が必要です。
- ⑤ 協働のまちづくりの推進と人権意識の高揚
 - 協働のまちづくりの推進
 - ・ 住民と行政がともに考え、ともに役割を担う「協働」の推進を図り、住民と行政が一体となったまちづくり体制を確立する必要があります。
 - 生涯学習の推進
 - ・ 生涯学習を一層推進するために、学習機会の提供、社会スポーツの促進、学校教育との連携、各種ボランティアやNPOなどの組織化が課題です。
 - 人権意識の高揚
 - ・ 一人ひとりの価値観による多様な生き方が尊重され、責任を分かち合いながら、個性や能力を十分に発揮できる社会を構築する必要があります。

- 男女共同参画社会の推進
 - ・ 職場、家庭、地域をはじめ、さまざまな分野における男女共同参画を促進する必要があります。
- 文化の創造・伝承
 - ・ 本地域内に数多く点在する文化財の有効活用や、史跡整備の推進が課題です。また、博物館などの文化施設のより一層の利活用が必要です。
- ⑥ 行財政の健全化と大学連携のまちづくり
 - 行財政の健全化
 - ・ 多様化する住民ニーズに対応するため、行政改革を推進するとともに、財政運営の健全化、自主財源の確保を目指す必要があります。
 - ・ 地方分権の進展や少子高齢社会に対応した新たな行政事務が増大しており、職員の資質向上が求められるとともに、専門部署の設置や専門職員の確保も一層必要になっています。
 - 大学連携のまちづくり
 - ・ 九州大学伊都キャンパスを核とした、学術研究都市としての機能を持たせたまちづくりが課題です。これに伴い、九州大学学術研究都市構想推進の取組をさらに発展させることが必要です。
- ⑦ 産業の振興と企業誘致の推進
 - 農林水産業の振興
 - ・ 地域の独自性を生かし、収益性の高い農林水産物を生産し、収入増につながる施策が望まれます。しかし、担い手不足と従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など、農林水産業の構造的な問題が大きな課題となっています。
 - ・ 水源かん養、山地災害の防止など、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、森林管理を図る必要があります。
 - 商工業の振興
 - ・ 市内商工業の全体的な振興策の整備をはじめ、適正な商業立地の誘導、既存商店街の活性化が課題です。これには、進出企業と既存商店街とが共存できる体制を整えておくことが重要です。
 - 観光基盤の整備
 - ・ 関係団体との連携を推進し、市全体の観光基盤の整備とともに各観光施設間のネットワーク化を図り、集客力をアップする必要があります。
 - 企業誘致の推進
 - ・ 九州大学移転や広域交通網の発達に伴い、先端技術産業や製造業などの企業進出が見込まれることから、財源の確保、雇用の創出、地域の活性化を図るため、企業誘致の推進が必要です。

3 糸島 1 市 2 町合併の必要性

(1) 合併の基本的な考え方

糸島 1 市 2 町の合併は、決してそれ自体が目的ではありません。あくまでも、近年の社会・経済情勢を踏まえながら将来を見据え、住みよいまちをつくるための手段です。

今後も、住民の視点に立った行政サービスを提供していくため、同一の生活圈、経済圏である糸島 1 市 2 町が合併することにより、「元気で魅力ある住みよいまち」を目指していく必要があります。

(2) 合併の必要性

これまで、糸島 1 市 2 町においては、行政サービスの維持・向上に努め、住民にとって住みやすい環境づくり、まちづくりを進めてきました。しかしながら、私たちを取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

合併の必要性としては、次の 5 つの背景・視点があります。

● 地方分権の進展

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が平成 12 年 4 月に施行され、国と地方は対等・協力という関係に変わり、国から地方に権限が移譲されつつあります。

現在の糸島 1 市 2 町は、それぞれ独自のまちづくりを展開していますが、いずれの市町も 1 人の職員が複数の業務を兼務しており、移譲される権限・業務に十分対応することが難しい状況です。今後は、専門部署の設置や高度な知識と技術を持った職員の配置ができる地方分権・権限移譲の受け皿づくりが必要となります。

また、今後、自治体間競争がさらに激化する中で、魅力あるまちづくりは最大の課題となっています。地域資源を最大限に活用し、対外的に PR することで、交流人口、定住人口の増加を図り、地域の活性化・浮揚につなげていくことが重要です。

このように、地方分権の受け皿として、また、魅力あるまちづくりのため、総合的に施策・事業を展開できる一定規模の自治体を構築する必要があります。

● 国・地方の財政の急激な悪化

平成 19 年度末の国・地方の長期債務残高は、約 800 兆円（割合：国 3、地方 1）になる見込みです。その中で、国は財政赤字を縮小するため、「地方分権」の名のもとに、地方交付税の見直し、国庫支出金の削減、税源の移譲を 3 点セットで進める「三位一体の改革」を平成 16 年度から開始しました。その影響は小さな自治体ほど大きく、厳しい財政事情に拍車をかけています。

糸島1市2町においても、このままでは適正な財政運営が困難な状況になっています。そのため、行財政の効率化と財政基盤の確立を目指し、強力に行政改革を推し進めているところです。これまで、組織機構・事務事業の見直し、職員数・報酬などの削減、各種団体への補助金の削減、民間委託の推進、使用料・手数料の見直し、企業誘致の推進など、経費の削減や財源の確保に努めてきました。

今後も、さらに行政改革を進めなければなりません。しかしながら、それにも限界があります。行政サービスを継続的に維持していくためにも、「最大の行革」と言われる合併を推進する必要があります。

● 少子高齢社会への対応

平成17年、ついに日本は人口減少社会に突入しました。今後も急速に少子高齢化は進むものと予測されており、雇用、経済、社会保障などに深刻な問題を与えています。特に、山間部においては、65歳以上の高齢者が50%以上を占め、集落の運営を維持できない「限界集落」も増えているのが実状です。少子高齢社会への対応は、日本全体の最大の問題となっており、その対策としては国がさまざまな分野において新たな制度を設計する必要があります。

糸島1市2町の人口（平成17年国勢調査）は97,974人で、その構成を見てみると年少人口14,978人（15.3%）、生産年齢人口64,303人（65.6%）、老年人口18,427人（18.8%）となっています。過去の数字と比較すると、総人口は微増傾向を示しているものの、少子高齢化は確実に進んでいます。今後は、特に子育てしやすい環境づくりや高齢者が健康で生きがいを持てる施策・事業を積極的に展開していくことが重要になります。

また、介護や医療などの住民ニーズに対応していくためには、現在の広域的な連携をさらに強化していく必要があります。

● 九州大学の移転

福岡県は、「ふくおか新世紀計画」で知的活動の拠点づくりを目指しており、福岡都市圏が策定した「第4次福岡都市圏広域行政計画」でも九州大学移転に伴う学術研究都市構想の推進が明記されています。そうした中、平成17年から九州大学の伊都キャンパスへの移転が進められ、現在、工学系の移転が終了しました。今後、理学系・文系などが順次移転し、平成31年度までには移転が完了する予定です。

学術研究都市構想は、福岡市から唐津市までの玄界灘に面するゾーンを対象エリアとして、「知の拠点」「知的クラスター」づくりを目指しています。糸島地域は、伊都キャンパスを中心とする1次圏と位置付けられており、分散型地域核（通称「ほたる」）をはじめとして九州大学を核とする新しい都市づくりが展開されることになり、今後変貌することが予想されます。また、ビジネスチャンスが生まれることも期待できます。

既に糸島1市2町では、九州大学と協議会などを組織するとともに協定を結び、産業、教育などの面で取組を行っています。今後も、九州大学との連携をさらに強化し、構想対象となっている糸島地域が一体的に知的資源（ハード・ソフト）を活用したまちづくりを進めることが重要です。

● 日常生活圏の拡大

西九州自動車道、福岡都市高速道路、国道202号、県道などの道路整備、またJR筑肥線の福岡市営地下鉄の相互乗り入れ、福岡空港への延伸、増便などにより、福岡市への時間的距離は大幅に短縮され、容易に移動することができるようになりました。

そのため、糸島1市2町の就業者約47,000人のうち、53%の人は糸島地域内で働いているものの、43%の人が福岡市に勤務している状況です。日常生活圏は、交通事情と合わせ、東方に拡大しています。

こうしたことから、住民のライフスタイル、生活水準、価値観は大きく変化しており、安全・安心のまちづくりはもちろんのこと、高度化・多様化する住民ニーズに対応する必要性が出てきました。また、交通基盤の整備により、企業の進出や都市型農業・観光施策・事業の充実が課題となっており、公害や環境問題、交通安全などへの対策もさらに重要となっています。

これらは、糸島1市2町の共通する課題であり、その対策を効果的・効率的に実施するためには、広域的に対応していく必要があります。

4 計画策定の方針

新市基本計画は、糸島1市2町の現状や課題を見つめる中から、新市が目指す将来像やそれを実現するための施策など、新しく誕生する「糸島市」のまちづくりの方向性を示す基本的な指針となるものです。

(1) 計画の性格・役割

本計画は、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の速やかな一体性の確立及び住民の福祉の向上などを図るとともに、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するものです。

そのため、糸島1市2町の課題、取り巻く環境を十分に踏まえたうえで、各市町のまちづくりの最上位計画である総合計画を参考に「新市の姿」を映し出すような計画となっています。

(2) 計画策定の方針

本計画は、糸島1市2町の合併の理念と魅力あるまちづくりの構想を前提とした新市の将来像を示し、住民の意見を反映して、将来のあるべき姿に対する共通認識を深めるために策定するものです。

本計画策定の基本方針は、以下のとおりです。

- ① 新市の建設におけるまちづくりの構想については、広域的な視点に立って全体構想及び地域別構想を示すものとします。
- ② 厳しい財政状況下において、持続的な発展を続けるため、ハード面の整備は必要最小限とし、ソフト面を重視した計画とします。
- ③ 計画の内容については、真に新市の建設に資する事業を抽出し、合理的で健全な行財政運営に沿った計画とします。
- ④ 新市基本計画が地域全体のレベルアップと地域住民の生活や文化を維持し、高める役割を担い、併せて組織及び運営の合理化を図ります。
- ⑤ 協議会や住民説明会などの基本計画に対する意見・要望を聴取し、基本計画策定の参考とします。

(3) 計画期間・計画構成

本計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成36年度（2024年度）までの15年間とします。

本計画は、以下の7項目で構成されています。

- ① 「糸島1市2町の合併に関する現在までの経過」に関する事項
- ② 「糸島1市2町の現状と課題及び合併の必要性」に関する事項
- ③ 「計画策定の方針」に関する事項
- ④ 「新市建設の基本方針」に関する事項
- ⑤ 「新市の主要施策」に関する事項
- ⑥ 「公共施設の適正配置と整備」に関する事項
- ⑦ 「財政計画」に関する事項

第2章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

新市は、美しい海や海岸線、緑豊かな山や田園に包まれた豊かな自然と長い歴史に培われてきた優れた伝統・文化や産業を有しています。

また、九州大学の伊都キャンパスへの移転が平成17年から進められており、学術研究都市として新たな魅力も加わりつつあります。

しかし一方で、少子高齢化の進行、財政状況の悪化、激しい地域間競争など新市を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

このような厳しい状況下ではありますが、新市が持つ地域資源と九州大学が持つ知的資源を最大限に生かし、みんなが力を合わせて、“いつも元気で新鮮なまち”をつくっていく必要があります。

そこで、新市の将来像を

『人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま』

と設定します。

将来像と併せて、目指すべき都市イメージとして、以下の3点を掲げます。

■目指す都市イメージ（目標像）

1. 人も元気 ～みんなに優しい住みよいまち～

新市は、従来から地域としての結びつきが強く、地域コミュニティもしっかりしており、ここに暮らす人々もたいへん人情味に溢れ、助け合いの精神が息づく、人に優しいまちです。

市民が元気で安心して暮らせるかどうかは、保健・医療・福祉・教育など、安定した市民サービスの提供が保障されているかにかかっています。

子どもから高齢者までみんなに優しい住みよいまちづくりを実現するため、市民みんながいつまでも元気に暮らすことができるまちを目指します。

2. まちも元気 ～自然を大切にしたいまち～

福岡都市圏にありながら、この美しい海、海岸線、山、川、田園風景は、新市の大きな魅力です。

これらは、ここに暮らす市民の誇りでもあり、市外から訪れる人々からも愛されています。

この自然を大切に、次代につなぐためにも、さらに美しいまちを目指すとともに、この魅力を広く発信します。

3. 新鮮都市 ～みんなで作る自立したまち～

自然の魅力いっぱいの糸島が、明るさや新鮮さを失わないようにするためには、みんなが“郷土を愛し・守り・育てる”という強い意思による協働のまちづくりが必要です。

また、地域のことは地域で決める地方分権型の自立したまちづくりを実現するため、産業振興や新産業の創出などによる行財政基盤の強化を図るとともに、経営感覚を持った持続可能なまちづくりを一步進め、市民参加を基本とした「いつまでも新鮮で輝き続けるまち」をみんなで作っていきます。

2 まちづくりの基本理念

先に掲げた「新市の将来像」を実現していくためには、市民、地域、団体、事業者と市が、まちづくりに関する情報や課題、そしてまちづくりの目標である「新市の将来像」を共有し、共にその実現に向かって行動していくことが必要となります。

また、新市のまちづくりを進めていく上では、“市民”、そして“自然、歴史・文化”が大切にされ、生かされたまちづくりが必要となります。

そこで、新市のまちづくりの基本理念を、

●人と自然と文化を生かした協働のまちづくり

とします。

3 まちづくりの基本戦略

まちづくりの基本理念のもとに、新市が抱える課題に応えながら、新市の将来像を実現するため、以下の「7つのまちづくり基本戦略」に基づき、今後のまちづくりを進めていきます。

▼7つのまちづくり基本戦略

- ① **みんなが健康で元気なまちづくり**
- ② **子どもが健やかに育つまちづくり**
- ③ **海、山、川を大切にしまちづくり**
- ④ **快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり**
- ⑤ **みんなの力で進める協働のまちづくり**
- ⑥ **経営感覚を持った持続可能なまちづくり**
- ⑦ **地域資源を生かした産業創出のまちづくり**

① **みんなが健康で元気なまちづくり**

【保健・医療、高齢者福祉、障害者福祉、社会福祉】

住民一人ひとりが健康で、安心して暮らしていくために、健康対策や医療体制の充実を図ります。

また、高齢者や障害者、要支援者が地域や家庭で安心して暮らすことができるように各種サービスの充実を図り、ニーズに対する効率的で高度な対応が可能となるように努めます。

② **子どもが健やかに育つまちづくり**

【子育て支援、学校教育、青少年健全育成、食育】

多様な子育て支援のニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、親の自覚を促す教育の充実を図ります。

また、子どもたちの個性を生かし、生きる力を育成する地域に開かれた学校を目指し、学校と家庭や地域が協力し合って、子どもが健やかに育つまちづくりを進めるとともに、子ども会などの地域組織の充実や指導者の養成を図り、青少年の健全育成に努めます。

さらに食に対する関心を高め、食育の推進を図ります。

③海、山、川を大切にしたまちづくり

【自然環境、循環型社会】

自然環境を大切な財産として後世に引き継ぐため、市民挙げて維持・保全に努めます。

また、資源を無駄にせず、人と地球にやさしい循環型社会システムの構築を目指します。

④快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

【都市基盤、交通、上下水道等、防災・防犯】

都市、農業農村、森林、海岸、観光などの整備するエリアを明らかにし、豊かな地域資源を生かしたまちを目指すとともに、生活環境や都市基盤を整備し、災害や犯罪への不安をなくし、だれもが安心して暮らせるまちを目指します。

また、だれもが安全で快適に移動できる公共交通の基盤整備や、生活を豊かにする情報通信基盤の充実を図ります。

⑤みんなの力で進める協働のまちづくり

【協働のまちづくり、生涯学習、人権・同和教育、男女共同参画、文化】

地方分権の推進は実行段階に入っており、市民、NPO・ボランティア団体、企業などと行政が一緒になって協働のまちづくりを推進します。

また、“いつでも・どこでも・だれでも” 学ぶことができる生涯学習やスポーツ・レクリエーションの推進、人権・同和教育の充実、男女共同参画社会の推進を図ります。

地域の伝統や文化などの伝承活動、文化資源の掘り起こしなどを通して、歴史と文化が薫るまちづくりを推進します。

⑥経営感覚を持った持続可能なまちづくり

【行財政改革、九州大学との連携・交流】

行政需要の多様化、増大化、高度化に対応し、将来にわたって安定した住民サービスを提供するため、積極的に行財政改革を進めます。

九州大学の移転をまちづくりの活力源とするため、新産業の創出や交通施設などの都市基盤整備を通して、学術研究都市の形成を図ります。

また、九州大学と連携しながら地域の特色を生かした学術・文化・スポーツ・産業・観光などの交流を通して、世界に開かれたまちを目指します。

⑦地域資源を生かした産業創出のまちづくり

【農林水産業、商工業、観光、新産業及び企業誘致】

新市が誇る自然環境や緑豊かな田園風景を大切にしながらも、財源の確保、雇用の創出、若者の定住化などを図るため、自然との共生の視点に立った多様な産業の振興を進めます。

農林水産業では、生産資源の維持・管理体制の充実施策や生産物のブランド化、高付加価値化を図ります。

商工業では、住民の雇用と生活の安定に寄与してきた地場産業について、マーケティング的な視点に立って、他産業との連携をとりながら振興を図ります。

観光振興では、各地域の観光資源を総合的にネットワーク化とホスピタリティを充実し、大都市近郊における総合レクリエーション観光のまちを目指します。

これらの自然や歴史に裏打ちされた地域の資源を見直すとともに、九州大学との連携により、新しい先端的な技術や活力ある企業の誘致を図り、産業が活力に満ちたまちを目指します。

4 主要指標の見通し

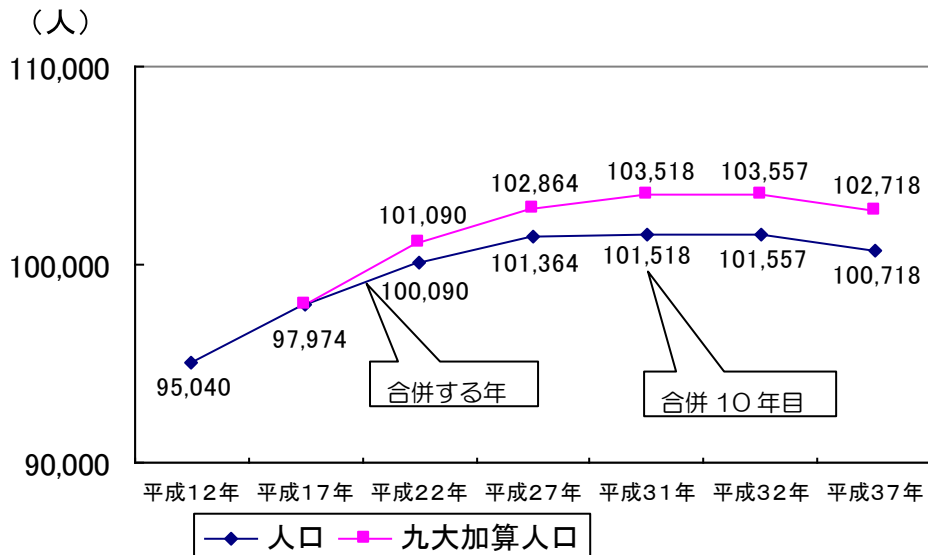
(1) 人口

平成37年までの人口を、平成12年と平成17年の国勢調査による男女各歳人口をもとに『小地域簡易将来人口推計システム』（注）によって求めました。

(注)小地域簡易将来人口推計システムは、国勢調査による男女別、年齢5歳階級別人口をもとにして、推計最終年、推計年の単位、合計特殊出生率を決めることによって、将来の人口を簡易的な計算により推計するものです。

① 総人口

新市の将来人口は、平成22年の総人口では100,090人、平成31年は101,518人で、平成17年の国勢調査人口と比較すると約3,500人増加することが予想されます。



(注)本地域では、九州大学の移転によって人口増加が見込まれますが、その増加分を上記の推計人口に加算すると、次のようになります。

■九州大学移転に伴う人口増を加算した推計値■

(単位:人)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年	平成32年	平成37年
推計人口	97,974	101,090	102,864	103,518	103,557	102,718

② 年齢区分別人口

新市の将来人口を年齢区分別に見ると、平成31年の年少人口は11,709人、総人口の11.5%で、平成17年の構成比15.3%に比べ3.8ポイント減少しています。

また、生産年齢人口も59,320人、総人口の58.4%で、平成17年の65.6%に比べ7.2ポイント減少しています。

これに対し、老年人口は30,489人で、構成比は平成17年の18.8%から30.0%に増加すると予想されます。

■年齢区分別将来人口及び主要指標の見通し■

(単位:人、%)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口(人)		95,040	97,974	100,090	101,364	101,518	101,557	100,718
年齢区分別人口	年少人口(人) (0~14歳)	16,226 17.1%	14,978 15.3%	13,956 13.9%	12,639 12.5%	11,709 11.5%	11,477 11.3%	10,615 10.5%
	生産年齢人口(人) (15~64歳)	63,045 66.3%	64,303 65.6%	64,234 64.2%	61,587 60.8%	59,320 58.4%	58,753 57.9%	56,506 56.1%
	老年人口(人) (65歳以上)	15,655 16.5%	18,427 18.8%	21,900 21.9%	27,138 26.8%	30,489 30.0%	31,327 30.8%	33,597 33.4%
	世帯数(世帯)	28,422	31,145	33,512	35,422	36,499	36,768	37,467
1世帯当たり人員(人)		3.3	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7
就業人口(人)		45,624	46,848	47,500	46,215	45,029	44,731	43,638
就業率(%)		48.0%	47.8%	47.5%	45.6%	44.4%	44.0%	43.3%

(注)平成12年、平成17年の総人口には「年齢不詳」人口を含むため、年齢区分別人口の内訳と一致しません。

(2) 世帯数

1世帯当たりの人員は、核家族化や単身世帯の増加に伴って、平成31年には2.8人になることが予想されます。世帯数の見通しは、総人口と1世帯当たりの人員の見通しから約36,500世帯と予想されます。

(3) 就業人口

就業率は、平成12年から平成17年にかけて低下しています。今後、高齢化が進み、生産年齢人口が減少すれば、就業率はさらに低下することが予想されます。平成31年における就業人口の見通しは、約45,000人と予想されます。

5 地域別整備方針

新市は、南部は緑豊かな脊振雷山山系の森林地域、北部は玄界灘に面した海岸地域で、それを結ぶ河川と周囲に広がる農地など、豊かで優れた自然環境に恵まれています。

この自然環境の中で、豊富な森林資源や肥沃な農地、玄界灘沿岸の水産資源などを生かした農林水産業をはじめ、さまざまな社会経済活動が展開されています。

広域交通の基盤としては、JR筑肥線、西九州自動車道、国道202号をはじめとして主要な県道などが整備され、新市の動脈となっています。これらの広域的な交通基盤やネットワークの整備が進む中で、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の機運がますます高まってくることが予想されます。

土地利用は、生活や産業などのあらゆる活動の共通基盤であり、新市の発展に大きな影響を与える要素です。そのため、自然的・経済的・社会的・文化的諸条件を考慮し、次の4つの基本的視点をもって、バランスの取れた適正な利用・整備・保全を進めます。

- 自然環境の保全と共生
- 新市の一体性と地域の特性への配慮
- 地域資源の有効活用
- 社会経済活動の向上

以下、都市的整備ゾーン、農業・農村振興ゾーン、森林保全ゾーン、玄界灘海岸ゾーン、観光・レク・交流ゾーンの5つのゾーンに分け、土地利用の整備方針を示します。

(1) 都市的整備ゾーン

農林漁業との健全な調和を図り、健康で文化的な生活環境と都市的活動を確保するためのゾーンで、都市機能を集積し、新市における利便性と賑わいを創出します。

このゾーンは、①都市拠点地域 ②九州大学連携地域 ③商業地域 ④工業・流通地域 ⑤住宅地域により構成し、総合的かつ計画的な誘導を推進していきます。

①都市拠点地域は、地域の生活の核となる空間で、従来から生活基盤や経済活動の拠点として発展してきましたが、今後は交通ネットワーク機能の強化、社会基盤のユニバーサルデザイン化、公共施設の充実など、快適な都市空間を実現する地域として整備します。特に、既存市街地やJR駅周辺は、都市の利便性と緑豊かな居住環境を兼ね備えた良好な住宅地として、都市機能の集積、中心商店街の活性化、都市型居住環境の整備を図ります。

また、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、適正な制限の下にその用途への誘導を進めます。

- JR筑前前原駅周辺地区は、主要な都市拠点として商業機能、交通機能などの都市機能の集積を図るとともに、快適で暮らしやすい都市空間の整備により住民が安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- JR波多江駅周辺地区は、九州大学へのアクセス拠点として交通ネットワーク機能の強化やゆとりある住環境の整備を図ります。
- JR筑前深江駅周辺は、駅前広場や駐車場、駅東側からの利用ができる整備を行い、住宅地から駅への快適なアクセスを確保するとともに、公共施設の整備など人が集まる公共的空間を創出します。
- 初地区周辺は、公共施設や文化施設、福祉などの中心的機能の集積と、既存の商業施設を生かした生活利便性の高い、ゆとりと潤いのある緑豊かな都市空間の整備を促進します。

②九州大学連携地域は、学術研究都市構想の実現を図るために必要な地域で、最先端技術産業やベンチャー企業が育つよう研究施設や企業などの用地、産業基盤の整備を進めます。

また、研究や開発を中心とした施設群の形成に向け、産学官の連携を強化します。九州大学は、平成17年10月から工学系が伊都キャンパスに移転を開始し、31年度までには箱崎キャンパス及び六本松キャンパスの移転がすべて完了し、18,000人以上の学生や教職員、その他関係者が移転する予定です。そのため、学生などを対象とした快適な住宅地、それらを支える生活基盤や道路などの交通基盤の整備を図ります。

- 九州大学伊都キャンパス周辺から初地区を結ぶ幹線道路に隣接する地区は、九州大学に関連した研究開発施設や先端企業、サービス、文化などの大学関連機能を積極的に誘致するとともに、学生や教職員などを対象とした住宅地整備を誘導します。
- 西九州自動車道前原インターチェンジ周辺地区及び国道202号バイパス沿道の武・松国地区は、西九州自動車道と福岡都市高速道路の連結により各種企業の立地需要が高まっており、九州大学の知的資源を活用した新たな産業の創出に結びつくような企業の誘致を推進します。

③商業地域は、国道202号や主要な県道・市道の沿道で、官公庁や民間商業施設が集中した地域です。商業関連施設として、道路、公園、緑地、駐車場などの商業機能を充実し、自動車交通の円滑な流れを確保しながら、新市の中心商業地の形成を図ります。特に、高齢者や障害者などが安心して買い物などができるよう、既

存施設のバリアフリー化や公共交通機関の整備などの地域交通対策を積極的に推進します。

また、新たなイベントの創造により、市民の交流を進め、まちづくりに対する意識を高めるとともに、新市の一体感の醸成を図ります。

- JR筑前前原駅周辺地区は、新市の商業の中心として、魅力的で賑わいのある商業・業務空間を醸成し、市街地の活性化を図ります。
- 波多江地区から加布里地区へ続く国道202号沿線は、沿道型商業系施設の立地を誘導することにより、商業の活性化を図ります。
- 初地区周辺及びJR筑前深江駅周辺は、商業施設を誘導し、誰もが買い物などができる環境づくりを進めます。

④工業・流通地域は、自然環境や周辺の住宅地の環境を維持・保全しながら、工業生産と流通のインフラ整備を図ります。新市は、交通アクセスの整備により工場や流通施設の立地条件が高まることが予想され、工業用地としての用途の専用化、便宜の供与、固定資産税の減免措置などを図るとともに、必要な立地規制（公害防止、緑地確保など）を併せて行います。

- 西九州自動車道前原インターチェンジ周辺、国道202号バイパス沿線及び九州大学新キャンパスに隣接した松隈・馬場地区周辺は、製造業、加工業をはじめ企業の立地誘導を図るとともに、交通便利性を生かした物流拠点、新たな産業創出のための土地利用を推進します。また、企業との協定などにより市民の雇用を促進します。

⑤住宅地域は、新市を構成する1市2町の既存住宅市街地とその周辺で、自然環境の保全、農林水産業施策との調整を図りながら、生活道路、上水道・下水道、公園、高速大容量情報通信網（光ファイバー、ADSL）などの生活基盤整備を進め、地区計画制度や建築協定などを導入して適正な市街地の形成に努めます。

また、交通安全施設、防犯施設、消防施設などを充実させ、安全で安心した生活ができる居住環境を目指します。

さらに、地域内の自主的な地域づくりの取組や交流を進めることで、助け合いの精神の醸成やコミュニティの再生・確立を図り、だれもが快適に生活できるよう“協働によるまちづくり”を展開します。

- 前原市街化区域は、都市の利便性と緑豊かな居住環境を兼ね備えた良好な住宅地として整備するとともに、地域特性に応じた魅力的で快適性・安全性にも配慮した居住環境の創出に努めます。
- 前原東地区は、良好な都市基盤を形成するため、土地区画整理事業を促進します。

また、鉄道利用の利便性を向上させるため、JR筑前前原駅と波多江駅との間に新駅の設置を推進します。

- 初・師吉地区周辺及びJR一貴山駅・筑前深江駅・福吉駅の周辺を中心に形成された既存住宅地域は、安心できる暮らしを確保するため、生活道路や公共下水道などの生活基盤の整備を行い、良好な居住環境の維持・改善に努めます。

(2) 農業・農村振興ゾーン

農業振興地域の農用地にほとんどが指定されているゾーンで、優良農地として保全に努めます。農業は、新市の基幹産業として、食料自給率の向上と農業生産力の維持強化のため、地域の特性を生かした生産条件の整備を図るとともに、付加価値の高い農産物の供給力向上を目指します。

また、担い手への農地の集積を図り、新たな営農組合の組織化、法人化などを進めます。

併せて、農業集落の良好な環境を維持するとともに、道路整備などの生活環境整備や人口減少地域の活性化対策を進め、周辺の環境と調和した田園居住空間を形成します。

さらに、新市内の地産地消を積極的に進めるとともに、市民農園やグリーンツーリズムの定着を図ります。

(3) 森林保全ゾーン

脊振雷山県立自然公園周辺などの森林地域は、林産物の供給をはじめ、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、公衆の保健、地球温暖化の防止など、多面的機能を持っています。将来にわたってその機能を十分に発揮できるよう、広葉樹の植樹を進めながら生産林の育成に努めるとともに、治山・治水事業を継続して実施します。

なお、管理については森林組合の組織強化を図り、自然環境の保全・再生・創造を進めます。

竹の繁茂などの問題は、九州大学との共同研究によって解決に努めます。

また、公益的機能を市民に理解してもらうため、漁業者や子どもたちを含めた多くの市民などの参加により、親しまれる森林や里山づくりを進めます。

(4) 玄界灘海岸ゾーン

玄海国定公園に指定された地域とその周辺で、風光明媚な自然環境との調和・保全を図りながら、水産資源の適切な保存・育成・管理と水産物の安定供給を進めます。そのため、「捕る漁業」「つくり育てる漁業」から「資源管理型漁業」への転換を図り、中間育苗などの効率的かつ安定的な漁業経営、カキ・はまぐり・あかもく

をはじめとする海産物のブランド化などを進め、後継者の確保にもつなげます。

また、漁業の拠点となる漁港をはじめ、関連施設、漁場などの生産基盤や漁村の居住環境の改善に努めます。

さらに、市内外へ新鮮で安全・安心な海産物を提供できるよう、漁業、水産加工業、産直施設、水産流通業の連携を推進します。

(5) 観光・レク・交流ゾーン

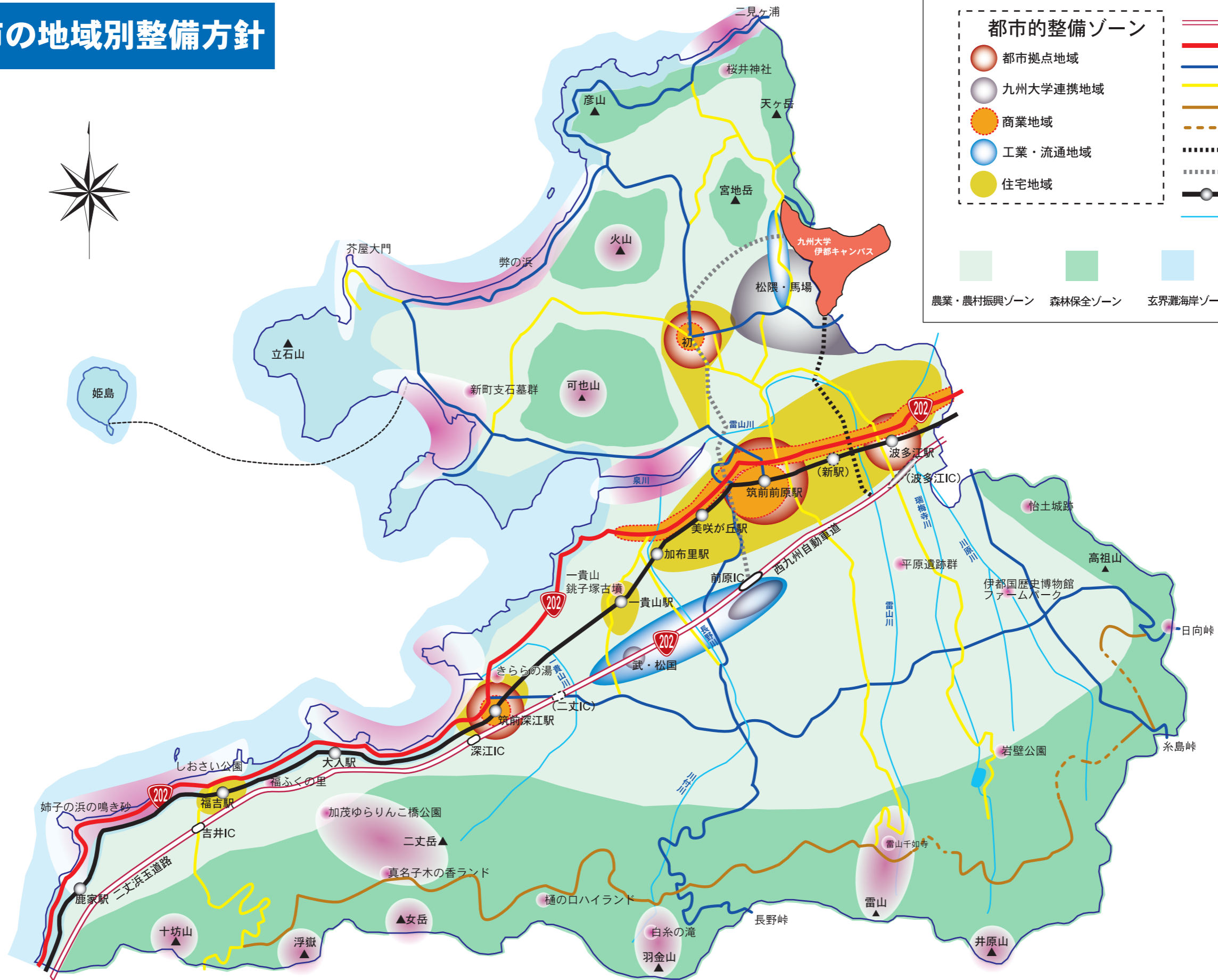
山間部及び海岸部の脊振雷山県立自然公園、玄海国定公園の一部で、観光やレクリエーション、交流を進めます。道路の安全性の向上、観光情報のサイン整備、積極的な情報提供・観光PRを行い、経済活動の活性化や定住人口の増加につなげます。

山間部は、広域基幹林道を中心とした新たな観光ルートを設定し、森林公園、歴史・文化遺産などを活用するとともに、森林の保全活動、植林活動を通じた交流を進めながら、森林浴や癒し・安らぎ・学びの場の空間を創造します。

海岸部は、海水浴、サーフィン、潮干狩り、地引き網、カキ小屋、漁業体験などを通じて、海浜レクリエーション機能の向上を図ります。

また、関係機関・団体、地域住民などと連携しながら、海岸の漂着ごみ対策に努めます。

新市の地域別整備方針



凡 例

都市的整備ゾーン	
● 都市拠点地域	— 自動車専用道路
● 九州大学連携地域	— 国道
● 商業地域	— 主要地方道
● 工業・流通地域	— 県道
● 住宅地域	— 広域基幹林道
	— 広域基幹林道(計画)
	— 中央ルート
	— 学園通線(西回りルート)
	— 鉄道
	— 河川

■ 農業・農村振興ゾーン	■ 森林保全ゾーン	■ 玄界灘海岸ゾーン	■ 観光・レク・交流ゾーン
--------------	-----------	------------	---------------

第3章 新市の主要施策

1 施策の体系

新市の将来像である「人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま」を実現し、新市の速やかな一体性を図るため、新市建設における7つのまちづくりの基本戦略に基づき、次のような施策展開を図ります。

新市の将来像

人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま

目指す都市イメージ

みんなに優しい
住みよいまち

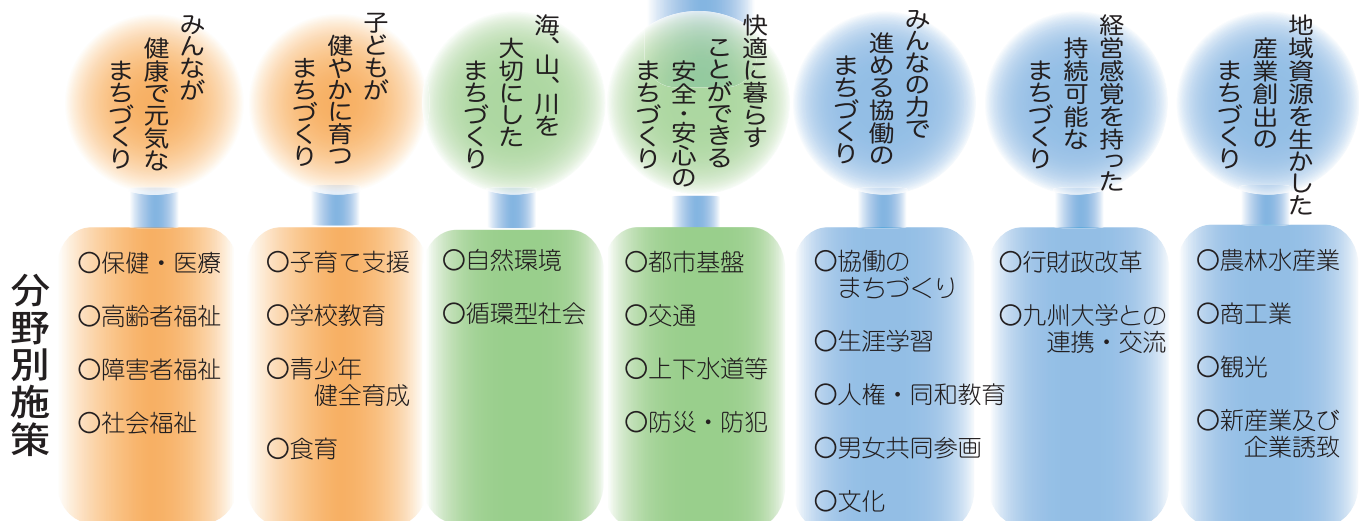
自然を大切にした
美しいまち

みんなでつくる
自立したまち

まちづくりの基本理念

人と自然と文化を生かした協働のまちづくり

まちづくりの基本戦略



重点プロジェクト

1 子育て支援 2 校区まちづくり推進 3 九州大学を生かした地域づくり

2 分野別施策

(1) みんなが健康で元気なまちづくり

【保健・医療、高齢者福祉、障害者福祉、社会福祉】

① 保健・医療

市民が健康で、安心して暮らしていくために、一次予防に重点をおいた健康対策・健康づくり、生活習慣病予防のための健康診査、病気の早期発見・早期治療のための各種がん検診などを充実するとともに、各施設の効率的・効果的活用を図ります。

また、医療機関との連携を深め、休日・夜間診療などの救急医療の充実を図るとともに、医療技術の高度化・専門化に対しては、広域的対応が円滑に行われるように努め、医療体制の充実を図ります。

《主な事業》

- ・健康日本21地方計画推進事業
- ・健康づくり事業
- ・広域救急医療体制整備事業
- ・姫島診療体制整備事業

② 高齢者福祉

高齢化に伴う多様なニーズに的確に対応し、高齢者がいきいきと生活できる地域社会を実現するため、高齢者福祉の一層の向上に努めます。

また、高齢者それぞれの状況に応じたケアや支援が可能となるよう、地域や社会福祉協議会、各種関係機関と連携を深め、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に基づき介護保険制度を適正に活用するとともに、介護予防事業の充実に努めます。

《主な事業》

- ・高齢者福祉サービス事業
- ・高齢者生きがい対策事業
- ・高齢者虐待防止ネットワーク整備事業

③ 障害者福祉

相談窓口の充実や障害に応じたサービスの提供が受けられる環境を整備し、地域や関係団体と連携しながら、障害者の自立と社会参加を支援します。

また、障害者の生活を支援するため、就労や雇用環境の充実に努めます。

《主な事業》

- ・ 障害者福祉サービス事業
- ・ 障害者就労支援事業

④ 社会福祉

市民の快適な生活環境を実現するため、地域福祉のネットワーク化や地域環境のユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

また、ひとり親家庭などの要支援者が安心して暮らすことができるように、相談窓口の充実を図るとともに、経済的自立などを支援します。

《主な事業》

- ・ 地域福祉ネットワーク事業
- ・ ユニバーサルデザイン推進事業
- ・ ひとり親家庭等自立支援事業

(2) 子どもが健やかに育つまちづくり

【子育て支援、学校教育、青少年健全育成、食育】

① 子育て支援

安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めるとともに、就学前の人格形成期における教育環境の充実を図るため、児童福祉と連携しながら、幼稚園や保育所のサービス充実に努めます。

また、家庭と地域が一体となって子育て環境の向上に努めるとともに、保育料の軽減対策や乳幼児医療費の助成など、幼児を持つ親に対する支援を充実します。

《主な事業》

- ・ 子育て支援事業（保育料軽減対策、乳幼児医療費助成など）
- ・ 子育て支援施設整備事業
- ・ 要保護児童対策事業

② 学校教育

将来を担う子どもたちの個性や能力を高め、基礎学力の充実を図るとともに、いじめや不登校などの問題解決のため教育相談などの充実を図り、楽しく学べる学校づくりに努めます。

また、「生きる力」を育むため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進し、知育・徳育・体育のバランスの取れた子どもたちを育てます。さらに、家庭や地域とともに活動する学校教育を目指して、地域に開かれた学校づくりを推進します。併せて、地域住民の意見を聴きながら、新市における適正な通学区の見直しを検討します。

《主な事業》

- ・ 特別支援教育事業
- ・ 小中学校施設整備事業
- ・ 通学区域の見直し
- ・ 教育センター事業
- ・ 学校図書整備事業
- ・ 小中学校連携事業
- ・ 九州大学との連携事業
- ・ 研究指定事業

③ 青少年健全育成

個人の価値観が重視されつつある現代社会において、子どもたちと地域とのつながりをより一層強め、世代間のコミュニケーションが円滑に行われ家庭や地域、学校が協力することにより、様々な社会問題やストレス、犯罪などから子どもを守り、健やかに育つ環境づくりを進めます。

また、子ども会や育成会などの組織の体制整備を図り、青少年が主体的に活動する環境（時間・空間・仲間）を整えるとともに、指導者の養成を推進します。

《主な事業》

- ・ 青少年健全育成事業
- ・ 子どもの居場所づくり事業（青少年アンビシャス運動など）
- ・ 指導者養成事業

④ 食育

学校の授業や給食の時間などを通じて、食に関する正しい知識の向上を図ります。

また、農作業や調理などの体験を通じ、食べ物に感謝する心や食べ物を粗末にしない心を育みます。

《主な事業》

- ・食育啓発事業
- ・農作業・調理体験事業
- ・弁当の日推進事業
- ・地元の食材を使った完全給食

(3) 海、山、川を大切にしまちづくり

【自然環境、循環型社会】

① 自然環境

海岸、森林、河川などの自然や農地の緑の中で、多様な生物が息づく豊かな生態系が形成された環境を大切な財産として、市民の皆さんと行政が連携しながら保全に努めます。

特に、森林は、生産機能のほかに洪水防止機能や水源かん養機能、大気の浄化作用などの公益的機能を有しており、その保全に努めます。

《主な事業》

- ・環境保全対策事業
- ・環境ボランティア推進事業
- ・荒廃森林再生事業
- ・森林病虫害防除事業

② 循環型社会

環境基本法や循環型社会形成推進法に基づき、環境を保全するための総合的な計画を策定し、ごみの減量化はもちろんのこと、資源の再利用、エネルギーの無駄遣いの削減、地球温暖化物質の排出抑制、多様なエネルギーの導入などを進めます。

また、持続可能な循環型社会システムの検討・実施に際しては、九州大学の知的資源を最大限に活用します。

《主な事業》

- ・環境基本計画策定事業
- ・ごみ減量化・再利用促進事業
- ・クリーンセンター施設改良事業
- ・地球温暖化対策事業
- ・自然エネルギー（風力、太陽光など）の公共施設への導入事業
- ・新エネルギー研究事業

(4) 快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり

【都市基盤、交通、上下水道等、防災・防犯】

① 都市基盤

新市の適正な土地利用計画により、都市的な土地利用地域、農業などの振興地域を区分し、地域の個性的な資源を生かしながら、新市の豊かな地域資源と都市機能が調和したまちを目指します。

また、自然や緑を生かした美しい街並みや公園などの緑地、情報通信基盤の整備を促進し、快適な都市基盤を整備します。

《主な事業》

- ・ 土地区画整理事業
- ・ 田園居住のまちづくり事業
- ・ 運動公園等整備事業（公園、広場等整備）
- ・ 公園整備事業
- ・ 駅周辺整備事業
- ・ 地域情報化推進事業

② 交通

広域幹線道路（西九州自動車道や国道など）と新市の生活道路のバランスのとれた道路ネットワーク、県道・市道の整備、充実を図ります。また、誰もが利用できる交通手段の確保のため、生活路線バスの運行を進めます。

交通事故対策としては、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設などを整備します。

《主な事業》

- ・ 国道、県道、市道、都市計画道路、九州大学関連道路等整備事業
- ・ 地域狭隘道路拡幅事業（セットバック用地購入）
- ・ 姫島渡船整備事業
- ・ バス交通サービス事業
- ・ 交通安全啓発事業
- ・ 交通安全施設等整備事業

③ 上下水道等

上水道は、安全で安定した供給ができるよう、水質の検査の徹底、既存の施設の広域化、老朽管の更新などを行い、適正な運営に努めます。

下水道等の整備は、快適な生活環境を守る重要な施設であり、地形や人口、コストなどを勘案し、地域に適した手法を選択するとともに、市民の皆さんの協力を得ながら推進します。

《主な事業》

- 上下水道基本計画作成事業
- 上水道事業
- 簡易水道事業
- 公共下水道事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 農業集落排水事業
- 漁業集落排水事業
- 浄化槽市町村整備推進事業
- 個別排水処理施設整備事業
- 小型合併処理浄化槽設置整備事業
- 下排水路改良事業

④ 防災・防犯

風水害や地震などの災害に備え、誰もが的確な情報を入手でき、避難施設へのスムーズな移動ができるよう地域防災計画を策定するとともに、消防施設の充実、消防団員の確保などに努めます。

また、多様化、低年齢化する犯罪からの安全を確保するため、警察や学校などとの連携を強化し、地域やボランティアの協力により、安心して暮らせるまちを目指します。

《主な事業》

- 地域防災計画策定事業
- 消防施設整備事業（消防自動車、防火水槽など）
- 防災無線整備事業
- 砂防事業
- 河川改修事業
- 農地防災事業
- 地域防犯ネットワーク体制整備事業
- 防犯灯・街路灯整備事業

(5) みんなの力で進める協働のまちづくり

【協働のまちづくり、生涯学習、人権・同和教育、男女共同参画、文化】

① 協働のまちづくり

行政情報を積極的に提供し、市民の意見を反映させるシステムをつくとともに、市民と行政が情報を共有したうえで、市民参加型の行政運営を推進します。

地域の課題は、地域自らの判断と責任で解決できるよう、地域まちづくりの原点である地域自治活動の活性化を図り、小学校区を核とした地域主権のまちづくりを進めます。

また、多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、NPO・ボランティア団体、企業、地域などと連携し、協働のまちづくりを推進します。

《主な事業》

- ・ 出前講座
- ・ 移動市長室
- ・ 市民参加まちづくり推進事業
- ・ パートナーシップ事業（健康づくり、ごみの減量化など）
- ・ 校区まちづくり支援事業
- ・ 市民まつり支援事業
- ・ NPO・ボランティア活動支援事業

② 生涯学習

住民一人ひとりの学び方、学習内容に応じた生涯学習の支援体制を確立するため、学校教育や高等教育機関、社会教育施設とのネットワーク化を図ります。特に、九州大学との連携により、公開講座の開催など自らが主体的に学ぶことのできる体制を整備するとともに、各種講座、学習会などへの講師派遣を進めます。

スポーツ・レクリエーションの分野では、誰もが生涯にわたってスポーツなどに親しめるよう、スポーツの振興や指導者の養成、学校施設の有効利用などを推進します。

《主な事業》

- ・ 図書館ネットワーク事業
- ・ 公民館整備事業
- ・ 九州大学との連携強化事業
- ・ スポーツ振興事業
- ・ 指導者養成事業
- ・ 運動公園等整備事業（多目的体育館等整備）
- ・ スポーツ施設整備・改修事業
- ・ 国際交流推進事業

③ 人権・同和教育

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、各種啓発活動の充実や学校・地域社会において人権・同和教育を推進します。

また、誰もが平等に快適な生活が送れるように、社会福祉の充実や教育の充実を図ります。

《主な事業》

- ・ 人権・同和教育研究大会
- ・ 人権教育・啓発推進事業
- ・ 人権教育・啓発指針策定事業
- ・ 人権施策推進事業
- ・ 人権センター事業

④ 男女共同参画

男女が性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮できる社会を形成、実現するため、男女共同参画プログラムの策定、女性就業支援、男女共同参画の啓発などに努めます。

《主な事業》

- ・ 男女共同参画プラン策定事業
- ・ 男女共同参画啓発事業
- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策事業

⑤ 文化

伝統・文化の伝承活動、文化財保護、文化施設の整備、芸術・文化活動を通して、歴史と文化が薫るまちづくりを推進します。

《主な事業》

- ・ 文化財保護事業
- ・ 埋蔵文化財発掘事業
- ・ 文化施設整備・改修事業
- ・ 文化振興事業

(6) 経営感覚を持った持続可能なまちづくり

【行財政改革、九州大学との連携・交流】

① 行財政改革

事務事業の見直しなどを積極的に推進し、行政運営の改革に努めます。また、アウトソーシングや民間活力の導入なども進め、効率的な行政運営に努めます。

情報技術などを活用した行政事務の改革と行政評価制度の導入など、時代に合った行政体制を整備し、併せて行政職員の資質の向上に努めます。

市税などの収納率向上、企業誘致などによる自主財源の確保に努め、財政の基盤強化を図り、限られた財源の中でも、緊急性や必要性を検討しながら、効果的で特色ある重点施策を絞り込み、経営者の視点に立った健全な行財政運営を行います。

《主な事業》

- ・ 行財政健全化推進事業
- ・ 民間活力導入推進事業
- ・ 職員定員適正化
- ・ 電算システム構築事業
- ・ 行政評価制度導入（事務事業の見直しなど）
- ・ 庁舎改修事業（議場の改修など）
- ・ 新庁舎整備事業
- ・ 収納率向上対策事業

② 九州大学との連携・交流

九州大学移転に伴う学術研究都市を形成するため、関連企業や研究所などの立地促進、交通施設の整備などを推進します。

また、九州大学と連携しながら、地域の特色を生かした学術交流拠点や先端産業交流拠点の整備、文化・スポーツ交流イベントの開催、観光ネットワークづくりなどを推進します。

さらに、外国人に対する都市環境整備や情報提供を促進するとともに、アジア諸国をはじめとした諸外国との交流を推進します。

《主な事業》

- ・ 学術研究都市基盤整備事業
- ・ 分散型地域核開発関連事業
- ・ 先行的モデルプロジェクト推進事業
- ・ 学術・先端産業・文化・スポーツ交流事業
- ・ 人事交流事業

(7) 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

【農林水産業、商工業、観光、新産業及び企業誘致】

① 農林水産業

担い手の育成や生産資源の維持・管理、ほ場整備や農道・林道整備、加工施設の整備、漁港整備など、生産基盤の条件整備を進めます。

また、つくり育てる漁業の振興に努め、農林水産物の低コスト生産の普及を図るとともに、情報機能を活用した市場開拓、ブランド化の推進など、生産販売体制の確立・強化を図ります。

《主な事業》

- ・担い手育成事業
- ・農業振興事業
- ・土地改良事業
- ・農業生産基盤整備事業
- ・漁港漁場整備事業
- ・水産振興整備事業
- ・漁村環境整備事業
- ・特産品開発促進事業

② 商工業

市内の商工業の総合的な振興を図るために、振興計画を策定し、計画に基づいた環境整備を行います。

また、市民が利用しやすい地元商店街を形成するため、空き店舗対策や特色ある商店街活動を促進し、個性的で魅力ある商業環境を整備するとともに、地元消費を促進するため、地元商店との共存を基本として、適正な商業施設立地を誘導します。

《主な事業》

- ・商工業振興計画策定事業
(融資制度、経営支援、起業支援、特産品開発、雇用確保対策など)
- ・中心市街地活性化事業(空き店舗対策、商店街活動支援など)

③ 観光

福岡都市圏の観光レクリエーション拠点を形成するため、恵まれた観光資源を生かし、イベントや祭り、産業体験、食などを組み合わせた観光の確立、農林水産業を活用したグリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進に努めます。

また、市全体の観光を振興するため、観光協会をはじめとした関係団体との連携のもと、観光基盤整備と各観光施設間のネットワーク化を図るとともに、観光ボランティアの育成や農林水産物直売所など店先の情報発信に加え、インターネットなどの情報通信技術を活用した情報提供を積極的に推進します。

《主な事業》

- 観光振興基本計画策定事業
- グリーンツーリズム推進事業
- ブルーツーリズム推進事業
- 観光施設等整備事業
- 観光ルート及びサイン整備事業
- 観光ボランティア育成事業
- 観光情報発信事業

④ 新産業及び企業誘致

九州大学を核とした学術研究機能を活用し、先端産業の集積を図っていくため、大学と地域との連携を構築し、企業誘致を推進します。

特に、新産業創出の戦略的な取組として「ナノテクノロジー」や「水素」などに着目し、産学官連携事業の推進を図ります。

また、雇用機会の拡大や地域経済の活性化を図るため、製造業や流通産業などの企業誘致も推進します。

《主な事業》

- 産学官連携推進事業
- 企業誘致推進事業
- 新技術実用化共同事業

3 重点プロジェクト

新市が目指す「人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま」を実現するためには、“7つのまちづくり戦略”に基づき、分野別施策を総合的かつ計画的に進める必要があります。

しかしながら、限られた財源の中で、高度化、多様化していく市民ニーズのすべてに対応していくことは難しい状況です。

このため、新市のまちづくりを進める上で根幹となる事業や緊急性が高い事業、他の事業への波及効果が高い事業を、新市建設の重点プロジェクトとして位置付け、積極的に推進します。

(1) 子育て支援プロジェクト

新市においても、少子高齢化は今後のまちづくりの大きな課題であり、特に、少子化対策については、早急な取組が必要となります。

また、次代を担う子どもが健やかに成長していくことは、保護者だけではなく、すべての市民の共通の願いでもあります。

そこで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを積極的に進めます。

環境づくりと合わせて、家庭、地域、学校が一体となって、子どもたちの健全育成にも力を入れていきます。

【重点事業】

- * 子育て支援事業（保育料軽減対策、乳幼児医療費助成など）
- * 子育て支援施設整備事業
- * 要保護児童対策事業
- * ひとり親家庭等自立支援事業
- * 小中学校施設整備事業
- * 特別支援教育事業
- * 小中学校連携事業
- * 青少年健全育成事業
- * 子どもの居場所づくり事業
- * 食育啓発事業

(2) 校区まちづくり推進プロジェクト

新市域内においては、それぞれの地域特性を持った小学校区単位の地域コミュニティが15校区あります。また、各校区においては、それぞれの地域課題も抱えており、これら地域課題の解決が求められているところです。

新市域内の均衡ある発展を図っていくためには、地域住民が自ら考え、行動し、地域課題を解決していく校区まちづくりの推進が重要となります。

そこで、現在の各校区の組織・体制を活用しながら、それぞれの地域特性を生かした課題解決型の校区まちづくりを積極的に進めます。

併せて、NPO・ボランティア活動の支援、協働のまちづくりの推進についても力を入れていきます。

【重点事業】

- * 校区まちづくり支援事業
- * 市民参加まちづくり推進事業
- * パートナーシップ事業
- * 市民まつり支援事業
- * 移動市長室
- * 出前講座
- * 公民館整備事業
- * 地域福祉ネットワーク事業
- * 地域防犯ネットワーク体制整備事業
- * NPO・ボランティア活動支援事業

(3) 九州大学を生かした地域づくりプロジェクト

九州大学の伊都キャンパスへの統合移転については、平成17年10月の工学系の移転から始まり、平成21年度には全学教育等が移転し、平成31年度にはすべての移転が完了します。学生、教職員合わせて約18,000人が伊都キャンパスに移転してくることになります。

今後の新市のまちづくりを進める上で、九州大学の知的資源を生かしたまちづくりの推進、移転インパクトを生かした地域活性化の取組が大変重要となります。

そこで、九州大学学術研究都市構想に基づく道路などの都市基盤整備も含めて、九州大学を生かした地域づくりを積極的に進めます。

【重点事業】

- * 学術研究都市基盤整備事業
- * 新エネルギー研究事業
- * 産学官連携推進事業
- * 学校教育連携事業
- * 九州大学との連携強化事業
- * 国際交流推進事業
- * 学術・先端産業・文化・スポーツ交流事業
- * 人事交流事業

4 新市における県事業の推進

新市の建設に当たり、福岡県が主体となって実施する事業は次のとおりです。

(1) 福岡県の役割

○ 新市における地域の一体性を高め、地域の活性化と地域住民の豊かな生活を実現するため、道路交通網の整備などによる利便性の確保、産業基盤の整備などによる産業の振興、治山治水や交通安全対策などによる安全・安心のまちづくり、環境保全や住環境の整備などによる快適なまちづくりを積極的に推進します。

また、合併前から実施されている各種事業についても引き続き推進します。

○ 福岡縣市町村合併支援プランに基づき、合併に伴い発生する緊急の財政需要について「市町村合併支援特例交付金」を交付し、新市の負担を軽減するとともに、「市町村振興資金（市町村応援元気フクオカ資金）」の活用により新市の一体的なまちづくりを支援します。

(2) 新市における県事業

福岡県は、『ふくおか新世紀計画』において、新市を含めた福岡地域については、福岡都市圏を中心として、経済的機能、国際機能、情報機能、学術文化機能などの中核的都市機能をさらに充実し、新たな産業の育成と活気あふれる都市文化の展開を図ることとしています。

特に、アジアの知的センターの形成を目指し、21世紀の新しい学術研究都市の形成を図る「九州大学学術研究都市構想」の促進など、学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上を目指しています。

また、本地域は「玄界ウエストコースト県際交流圏」に位置付けられており、西九州自動車道をはじめとする交通網の整備を促進するとともに、歴史と自然を生かした観光ネットワークの充実などの推進を図ることとしています。

これらの構想と整合を図りながら、新市の持つ可能性を十分に生かした支援を行うとともに、新市の魅力的なまちづくりを進めるために、次に掲げる県事業を推進します。

① 産業振興整備事業

安全・安心な食料を供給する地域として、農業生産基盤の整備や競争力のある産地づくりなどの農業振興策、漁場環境の改善・保全対策やブランド化戦略などの漁業振興策を推進します。

また、森林保全や林道整備事業など林業基盤の整備も推進します。

② 治山治水整備事業

安全な暮らしを守り災害に強いまちづくりを進めるため、河川においては自然環境に配慮しながら河川改修事業に取り組むとともに、中山間地域の砂防事業、治山事業などを推進します。

③ 交通安全対策事業

暮らしに密着した道路において、歩行者に優しく、快適で安全な道路環境を確保するため、歩道設置や交差点改良などを推進します。

④ 道路整備事業

学術研究都市全体の交通機能の強化を図るため、九州大学関連道路の整備を推進します。

また、新市の一体性の確保、佐賀県との交流及び観光スポットを結ぶ観光ルートなどのネットワークを充実するため、新市域内幹線道路の整備を推進します。

⑤ 新産業創出事業

九州大学の研究シーズの実用化をはじめとした新産業創出のための研究開発施設の集積、関連企業の誘致、産学官共同事業の推進、また、交通利便性を生かした製造業や流通産業などの企業誘致を促進します。

新市における県事業

新市における県事業（54事業）のうち、主なものを図示しています。

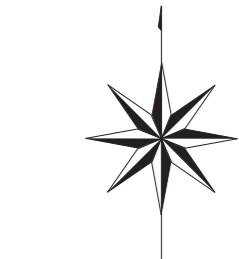
	自動車専用道路		土地改良整備ゾーン
	国道		計画林道
	主要地方道・県道		河川整備ゾーン
	主な市町道		治山・砂防ゾーン
	広域基幹林道		主要計画道路
	河川		道路整備構想
	鉄道		リサーチパーク整備ゾーン

海岸保全整備（桜井地区）
海岸線の保全のため、護岸工事や松の植栽を行います。

九州大学関連道路（西回りルート）整備
九大学研都市の交通機能の強化を図るため、（仮称）学園通線（西回りルート）の道路整備構想について検討を進めます。

域内幹線道路整備（県道福岡志摩前原線バイパス）
新市域内のネットワークを充実させるため幹線道路を整備します。

九州大学関連道路（中央ルート）整備
九大学研都市の交通機能の強化を図るため、都市計画道路波多江泊線（中央ルート）の整備を行います。



土地改良事業（沖田川流域地区・芥屋地区・寺山地区・一貴山南部地区）
農業生産基盤を強化するため、ほ場整備などの土地改良事業を行います。

域内幹線道路整備（深江地区）
新市域内のネットワークの充実及び九大学研都市における研究開発機能の立地促進のため、深江地区における幹線道路の道路整備構想について検討を進めます。

河川整備事業（瑞梅寺川・長野川）
災害に強いまちづくりのため、浚渫などの河川整備を行います。

河川整備事業（福吉川・加茂川）
災害に強いまちづくりのための河川付け替えや、水辺の整備などの河川整備を行います。

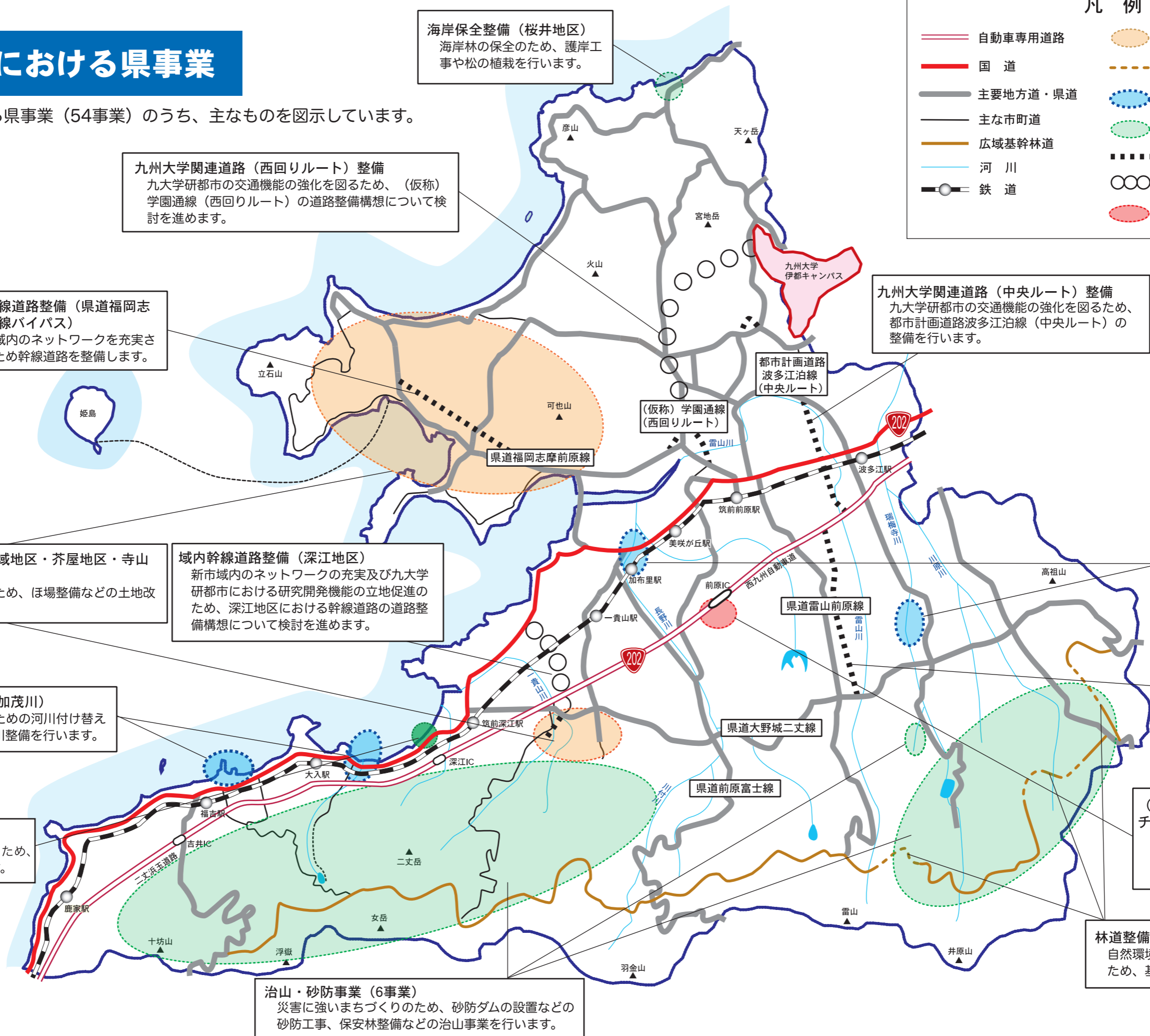
域内幹線道路整備（県道雷山前原線改良）
新市域内のネットワークを充実させるため、幹線道路を整備します。

広場等の整備（深江地区）
さまざまな交流を推進するため、広場の整備に取り組みます。

（仮称）前原IC南地区リサーチパーク整備
九大学研都市における研究開発機能の立地促進のため、リサーチパークの整備を進めます。

治山・砂防事業（6事業）
災害に強いまちづくりのため、砂防ダムの設置などの砂防工事、保安林整備などの治山事業を行います。

林道整備（第3、第4雷山浮嶽線）
自然環境の保全と森林施業の省力化のため、基幹的な林道の整備を進めます。



第4章 公共施設の適正配置と整備

1 新市の事務所の位置

- 新市の庁舎については、現在の前原市庁舎を「本庁舎」とし、二丈町庁舎を「二丈庁舎」、志摩町庁舎を「志摩庁舎」とします。
- 本庁舎については、農林水産部、農業委員会、教育委員会、消防本部を除くすべての市行政機能と市議会機能を配置します。
- 二丈庁舎については、農林水産部、農業委員会を配置するとともに、総合窓口業務、地域まちづくり及び各種相談業務を行う支所を配置します。
- 志摩庁舎については、教育委員会を配置するとともに、総合窓口業務、地域まちづくり及び各種相談業務を行う支所を配置します。
- 糸島地区消防厚生施設組合の消防本部庁舎及び出張所を、新市の消防庁舎とします。
- 消防本部を除いた行政機能を集約し、市民の利便性向上のため、新庁舎を建設します。

2 既存施設の有効活用

- 二丈庁舎については、事務スペースを除き、図書館及び公民館機能を有した生涯学習施設などとして有効活用を図ります。
- 志摩庁舎については、事務スペースを除き、芸術文化活動支援施設、起業家支援（インキュベート）施設などとして有効活用を図ります。
- 庁舎以外の教育施設、福祉施設などの特別目的施設については、必要に応じて統廃合を行い、機能の集約化や複合化を図ります。

3 その他

- 学校教育施設をはじめ老朽化した施設については、計画的な施設改修を行っていきます。
- スポーツ、交流、防災など、多様な市民ニーズに対応する運動公園等の整備を推進します。
- 施設の新設については、極力抑えるものとします。なお、新設する場合は、財政計画に配慮した整備計画を立てて実施します。

第5章 財政計画

1 新市の行財政運営に関する基本的な考え方

新市では、少子高齢化、人口減少という右肩下がりの時代を真摯に受け止め、地方が自ら考え、自らの責任で行動する地方分権型社会に主体的に関わることで、厳しさを増す自治体間競争を勝ち抜き、将来にわたって健全で持続可能な行財政運営を行うことが大切です。

そのため、住民サービスに関しても、選択と集中によって効率的かつ効果的な予算執行に努める必要があります。

また、経費の削減は当然として、併せて、税収増による自主財源を確保するための施策を積極的に講じ、財政基盤を強化していく必要があります。

2 財政計画作成方法

財政計画は、合併後 15 年間ににおける新市の行財政運営の指針とするため、歳入歳出の項目ごとに、過去の実績や社会情勢を勘案して推計したものです。

作成に当たっては、合併後も健全な財政運営を行うことを前提として、社会保障関係費など今後、増加が予測される経費、人件費や物件費など合併に伴い節減が見込まれる経費、さらに合併算定替などの国・県の財政支援措置を反映させています。

なお、平成 22 年度から 28 年度までについては、合併時点で、新市における個々の事業のすべてを把握することは困難であることから、「個々の事業の積み上げにより歳入・歳出の各項目の数値を求める」という方法を採用せず、「基準年度の数値（平成 21 年度の収支見込み）を基に、それぞれの項目ごとに条件を設定して推計を行う」という方法を採用しました。

平成 29 年度以降については、平成 28 年度予算を基に、決算額や伸び率等を参考にした中期財政見通しを基に推計しています。

3 歳入・歳出についての考え方

平成 22 年度から平成 36 年度までの 15 年間について、一般会計ベースで作成しました。

歳入・歳出の主な推計条件は、次のとおりです。

(1) 歳入

① 地方税

平成 22 年度から 28 年度については、合併時点の税制度を基本に、過去の実績や人口の推移などを基に推計しました。

平成 29 年度以降は、総合計画の将来人口推計の資料を参考に、納税義務者

数の増減や評価替えの影響、決算状況を考慮して推計しました。

② 地方交付税

平成 22 年度から 28 年度については、合併時点の国の制度改革の動向を基に、平成 22 年度に基準年度（平成 21 年度）の 3%減、平成 26 年度までの 5 年間は合併算定替による増加分を 100%加算し、平成 27 年度以降は緩和措置分（段階的に縮減）を見込みました。

また、二丈町・志摩町の生活保護費が加算されることによる影響及び地方債償還額の交付税算入についても加味しました。

平成 29 年度以降は、平成 28 年度決定額及び市税収入や公債費等の影響、並びに合併優遇措置の段階的縮減などを見込み推計しました。

③ 分担金・負担金

平成 22 年度から 28 年度については、基準年度の数値と同額を見込みました。

平成 29 年度以降は、決算状況を勘案し、推計しました。

④ 使用料・手数料

平成 22 年度から 28 年度については、基準年度の数値と同額を見込みました。

平成 29 年度以降は、決算状況を勘案し、推計しました。

⑤ 国県支出金

平成 22 年度から 28 年度については、扶助費の毎年度増加分の 75%、二丈町・志摩町の生活保護費の 75%を加算しました。

また、福岡県市町村合併支援特例交付金や投資的経費分を見込みました。

平成 29 年度以降は、扶助費、投資的経費等の歳出見通し額と過去の実績等から推計しました。

⑥ 地方債

平成 22 年度から 28 年度については、投資的経費などの見込みを踏まえて推計しました。

平成 29 年度以降は、投資的経費の歳出見通し額と過去の実績等から推計しました。

⑦ 繰入金

平成 22 年度から 28 年度については、合併後の 4 年間は、財政調整基金からの繰入れを見込みました。

平成 29 年度以降は、収支不足が見込まれるため、財政調整基金等からの繰入れを見込みました。

⑧ その他

平成 22 年度から 28 年度については、地方譲与税、財産収入、諸収入は、基準年度の数値と同額を見込み、交付金は、児童手当分、減収補てん分を加味しました。

平成 29 年度以降は、決算状況を勘案し、推計しました。

(2) 歳出

① 人件費

平成 22 年度から 28 年度については、合併による特別職、議会議員及び一般職などの削減効果を見込んで推計しました。

平成 29 年度以降は、職員削減計画に基づく職員数で職員給与を推計し、特別職等の報酬は、平成 28 年度予算額と同額を見込みました。また議員報酬については、平成 30 年度以降の定数減を反映し、嘱託員報酬は、人数の増減等を見込み推計しました。

② 扶助費

平成 22 年度から 28 年度については、基準年度の数値に二丈町・志摩町の生活保護費を加算し、その数値の 3% を毎年度加算しました。

平成 29 年度以降は、児童手当を決算等考慮し 17.4 億円で見込み、それ以外を、決算額の推移や伸び率を参考に毎年 1% 増と推計しました。

③ 公債費

平成 21 年度までに発行した各市町の地方債償還予定額に、平成 22 年度以降に発行する地方債の償還予定額を加えました。

④ 物件費

平成 22 年度から 28 年度については、合併による事務的経費の削減効果を見込んで毎年度 2% 減で推計しました。

平成 29 年度から 30 年度は、実施計画事業分を考慮し、平成 31 年度以降は一定額の事業分を見込み推計しました。

⑤ 補助費等

平成 22 年度から 28 年度については、各市町の実績などを踏まえ、合併による行財政の効率化に伴う削減効果を見込んで推計しました。

平成 29 年度以降の水道事業、下水道事業への補助金は、事業計画等を見込み推計しました。それ以外の補助金は、平成 29 年度から 30 年度は実施計画事業分を考慮し、31 年度以降は一定額の事業分を見込み推計しました。

⑥ 繰出金

平成 22 年度から 28 年度については、各特別会計への繰出しの伸びを加味し、基準年度の数値の 3% を毎年度加算しました。

平成 29 年度以降は、国民健康保険事業が保険給付費を 3.5% の伸びで推計し、平成 30 年度以降は県単位の広域化を考慮しました。後期高齢者医療は、医療費負担金（療養給付費）を 3% の伸び、介護保険事業は、給付費を 5% の伸びで推計しました。渡船事業は、事業計画等を見込み推計しました。

⑦ 投資的経費

平成 22 年度から平成 27 年度までは各 20 億円、平成 28 年度は 22 億円を計上しました。

平成 29 年度から 30 年度は、実施計画事業分を考慮して推計し、平成 31 年度以降は、継続事業に一定額を見込み推計しました。なお、平成 33 年度か

ら平成 36 年度にかけては運動公園等整備事業と新庁舎整備事業を見込んで推計しています。

⑧ その他

平成 22 年度から 28 年度の維持補修費は、基準年度の数値と同額とし、投資・出資金は、各市町の実績としました。

また、積立金は、平成 26 年度からの積立てを見込みました。

平成 29 年度以降は、出資金が水道事業の償還計画等により変動、それ以外は定額で推計し、その他全体では、ほぼ横ばいで推計しています。

4 合併に対する財政支援

「市町村の合併の特例等に関する法律」の期限内（平成 22 年 3 月 31 日まで）に合併した場合、国・県から次のような財政支援が受けられます。

（1）地方交付税の特別措置（合併算定替）

地方交付税は、合併すると合併前に比べて減少するのが一般的です。しかし、「合併算定替」という措置によって、合併後 5 年間は 1 市 2 町の合併がなかったものと仮定して、それぞれについて算出した額の合計額が交付され、さらにその後 5 年間で段階的に縮減されます。

試算では、10 年間で約 98 億円が交付される見込みです。

（2）合併推進債による措置

新市基本計画に基づく公共施設などの整備事業に必要な財源の 90%に『合併推進債』を利用することができ、元利償還金の 40%が地方交付税に算入されます。

（3）合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併に伴い臨時的に増加する経費（基本構想などの策定・改訂、電算システムの統合、ネットワークの整備など）に対して、5年間で約 7 億 4 千万円が地方交付税で措置されます。

（4）福岡県市町村合併支援特例交付金

合併に伴う電算システムの統合や庁舎改修などの事業について、県から 10 年間で約 2 億 4 千万円が交付されます。

5 合併による経費削減効果

合併による効果として、次のような経費の削減を見込みました。

（1）人件費

合併による特別職（6人減）、議会議員（20人減）及び一般職（111人減）

などの削減効果を見込みました。

人件費全体の削減額は、10年間で約113億円の削減となります。

(2) 物件費

事務的経費の削減効果として、毎年度2%減を見込みました。10年間で約27億円の削減となります。

(3) 補助費等

糸島地区消防厚生施設組合負担金、上下水道事業会計補助金、土地改良区償還補助金は、10年間で約59億円(11.8%)削減、各種団体補助金などは、10年間で約5億円(5%)削減となり、合計で約64億円(10.6%)の削減となります。

6 財政計画表

(1) 歳入

(単位:百万円)

区分	21年度 基準年度	22年度 1年次	23年度 2年次	24年度 3年次	25年度 4年次	26年度 5年次	27年度 6年次	28年度 7年次	29年度 8年次	30年度 9年次	31年度 10年次	32年度 11年次	33年度 12年次	34年度 13年次	35年度 14年次	36年度 15年次
地方税	9,010	9,086	9,144	8,990	9,072	9,163	9,029	9,118	9,022	8,831	9,416	9,436	9,322	9,376	9,443	9,349
地方交付税	8,804	8,976	8,981	9,150	9,032	8,567	8,414	8,097	8,100	8,150	7,744	7,641	7,604	7,665	7,616	7,684
分担金・負担金	635	635	635	635	635	635	635	635	621	621	551	551	551	551	551	551
使用料・手数料	370	370	370	370	370	370	370	370	488	488	505	548	548	548	548	593
国県支出金	4,675	5,236	5,367	5,499	5,631	5,762	5,894	6,084	8,863	8,585	8,778	8,774	8,981	8,970	8,851	8,917
地方債	629	664	662	664	670	667	678	725	2,181	2,039	2,076	2,597	4,103	5,914	5,247	2,721
繰入金	1,457	534	297	200	21	0	0	0	611	437	1,171	1,007	1,087	1,382	1,872	1,031
その他	2,268	2,229	2,219	2,209	2,199	2,189	2,179	2,169	3,813	3,863	3,453	3,691	3,841	3,842	3,842	4,095
歳入合計	27,847	27,729	27,674	27,716	27,628	27,353	27,199	27,198	33,699	33,014	33,694	34,245	36,037	38,248	37,970	34,941

※「その他」は、地方譲与税、交付金、財産収入、諸収入の合計です。

(2) 歳出

(単位:百万円)

区分	21年度 基準年度	22年度 1年次	23年度 2年次	24年度 3年次	25年度 4年次	26年度 5年次	27年度 6年次	28年度 7年次	29年度 8年次	30年度 9年次	31年度 10年次	32年度 11年次	33年度 12年次	34年度 13年次	35年度 14年次	36年度 15年次
人件費	5,099	4,509	4,349	4,165	4,045	3,979	3,895	3,805	5,324	5,344	5,140	5,161	5,128	5,118	5,148	5,158
扶助費	5,398	6,028	6,204	6,380	6,555	6,731	6,906	7,082	9,062	9,143	9,986	10,123	10,261	10,402	10,544	10,686
公債費	3,638	3,525	3,429	3,312	3,228	3,041	2,823	2,703	2,823	2,743	3,107	3,036	3,037	3,056	3,054	2,952
物件費	2,664	2,611	2,559	2,507	2,457	2,408	2,360	2,313	4,503	4,492	4,483	4,400	4,498	4,498	4,550	4,550
補助費等	6,054	5,938	5,960	6,093	5,984	5,414	4,938	4,893	2,723	2,603	2,698	2,565	2,366	2,451	2,349	2,349
繰出金	2,819	2,903	2,988	3,072	3,157	3,241	3,326	3,410	4,170	4,196	3,950	4,100	4,200	4,340	4,490	4,490
投資的経費	1,963	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,200	4,051	3,459	3,424	3,786	5,344	7,180	6,626	3,636
その他	213	214	185	187	202	539	951	791	1,043	1,034	906	1,074	1,203	1,203	1,209	1,120
歳出合計	27,847	27,729	27,674	27,716	27,628	27,353	27,199	27,198	33,699	33,014	33,694	34,245	36,037	38,248	37,970	34,941

※「その他」は、維持補修費、積立金、投資・出資金の合計です。

※四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(3) 基金の推移

(単位:百万円)

区分	21年度 基準年度	22年度 1年次	23年度 2年次	24年度 3年次	25年度 4年次	26年度 5年次	27年度 6年次	28年度 7年次	29年度 8年次	30年度 9年次	31年度 10年次	32年度 11年次	33年度 12年次	34年度 13年次	35年度 14年次	36年度 15年次
基金 (年度末現在高)	3,260	2,727	2,430	2,230	2,209	2,550	3,292	3,896	8,661	8,966	8,402	8,002	7,634	7,119	6,116	5,952

※平成29年度からは、財政調整基金と公共施設等総合管理推進基金の合計です。

【用語解説】

【ア行】

アウトソーシング ……………	外部（outside）の経営資源（source）を活用すること。外部の専門企業（アウトソーサー）に業務を委託することであり、業務の効率化が図られるとされている。
一部事務組合 ……………	地方自治法の定めにより、2以上の地方公共団体（都道府県、市町村）がその事務の一部を共同して処理するために設置した共同処理機構。
インキュベート ……………	大学などの研究成果を実用化してビジネスにつなげ、ベンチャー企業などを育成すること。「卵がふ化する」という意味。
NPO ……………	Nonprofit Organization又はNotforprofit Organizationの略で、通常、民間非営利組織と呼ばれている。NPOの定義は「正式の組織（実質的に規約や定款などを定めている組織）であること」「民間であること」「利益分配をしないこと」「自己統治的（意志決定機関が必要）であること」「自発的であること」の最低条件を満たすものであることとされている。

【カ行】

学術研究都市 ……………	大学や研究機関を核として、人々が快適で充実した日常生活を送れるよう、都市基盤や生活環境を整備し、文化・学術研究活動が特色となっている都市のこと。
合併協議会 ……………	合併による新しい市町村の将来像などについての「市町村基本計画」の作成や、その他様々な条件を協議するために設置される関係市町村長や議会の代表者などから構成される協議会。
完全給食 ……………	牛乳のみの給食に対し、主菜、副菜に加え、パンや米飯による給食のこと。
行政評価制度 ……………	行政が行う施策や事務事業について、住民の視点に立ち、住民の便利の度合いや満足度などがどれだけ向上したかという観点から、費用対効果も把握しながら、できる限り客観的にわかりやすくその有効性や効率性を評価する制度。
繰入金 ……………	他の会計や基金（預金）から補てんを受ける財源。
繰出金 ……………	一般会計などから国民健康保険事業などの他の会計に支出する費用。
グリーンツーリズム ……………	緑豊かな農山村、中山間地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。
健康日本21地方計画 ……………	国が推進する「21世紀における国民健康づくり運動」のこと。地方計画とは、都道府県や市町村の計画で、数値目標を定めた健康づくり計画を指す。
広域行政 ……………	現在の地方公共団体（都道府県や市町村）の枠を超えて、複数の地方公共団体が共同で行政事務（例えば、ごみ・し尿の処理など）を行うこと。

広域連合 ……………	様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成7年6月から施行されている制度。都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関して「広域計画」を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進することとされている。
公債費 ……………	地方公共団体が国や民間金融機関などから長期的に借り入れた地方債（借金）の元利償還金及び一時借入金利子を支出するための費用。
子育て支援施設 ……………	子育てに関する相談、子育てサークルの育成・支援などを行う拠点施設。
子どもの居場所づくり ……………	小さな子どもが安心して自然の中で遊び、学ぶことができる「わんぱく広場」の設置などのハード事業に加え、家庭、学校、地域が一体となって子どもを守り育てるソフト的な活動により、社会における子どもの居場所を確保する事業。子ども会や青少年アンビシャス運動も事業の一つとなる。

【サ行】

サイン整備事業 ……………	来訪者や住民にとってわかりやすい案内表示を、共通のデザインで整備すること。これにより、円滑な案内誘導を進めるとともに、都市景観の向上や地域資源（自然・文化・歴史）の顕在化とその魅力の充実を図り、観光事業の充実につなげることができる。
産学官連携 ……………	企業（産）、大学（学）、行政（官）の協力による共同研究などの交流を通じて、大学や研究機関などで生み出された技術やノウハウを、民間企業において産業化へ結びつける体制や取組。
自主財源 ……………	地方公共団体が、国に依存せず、自ら徴収又は収納できる財源。地方税のほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料などの収入のことをいう。これに対し、地方交付税（国からの交付）や地方債（借金）などを依存財源という。
循環型社会システム ……………	大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会システム。
生涯学習 ……………	誰でも、いつでも、どこでも学べることを理念とし、学習者の自由な意志に基づき、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。平成2年に生涯学習振興法で法制化。
新エネルギー ……………	石油に頼らず、環境にやさしくクリーンで新しいエネルギーのこと。太陽光、風力などの「自然エネルギー」、廃油利用、汚泥利用など、いわゆるバイオマス（有機資源）と呼ばれる「リサイクルによるエネルギー」、水素、燃料電池などの「新技術によるエネルギー」などがある。
人件費 ……………	特別職や職員の給料、手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金及び議員や各種行政委員会、審議会の委員などの報酬。

水源かん養 ……………	森林土壌による貯水、治水などの機能や、天然のろ過装置として雨水を浄化することで、河川、農地、ため池、海などをきれいにする機能のこと。
生活路線バス ……………	地域住民の生活に必要な路線を走るバスで、高速バス、長距離バス、定期観光バスとは区別される。旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したもの。
青少年アンビシャス運動 ……	「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」を基本理念として、いじめ、校内暴力、不登校をなくし、社会のきまりやマナーを大切に、他人を思いやる心を育み、それぞれの目標を持った青少年を育てるために、福岡県が推進する県民の県民による運動。
先行的モデルプロジェクト ……	バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、水素エネルギーなどの先端技術を活用した各種プロジェクト事業。例えば、前原市で実施している家庭用燃料電池の設置事業など。
先端産業 ……………	コンピュータ・バイオテクノロジー・ナノテクノロジー・ロケット・ロボットなど、高度な技術や先端的な技術を中心にした産業。

【夕行】

地域狭隘道路拡幅事業（セットバック用地購入） ……………	建築基準法第42条第2項の規定により、建築物を建てる敷地の接する道路の幅員が4.0m未満の場合、その道路の中心線から自分の敷地側に2.0mの位置に後退して建物を建てること。その後退部分の敷地のことをセットバック用地といい、この部分には建物は当然のこと、構造物も設けられない。
地域防犯ネットワーク体制 ……	行政、警察、学校、商店及び地域が連携した防犯体制の整備を進める事業。青色パトロールカーの導入や「子ども110番ステッカー」の掲示などによる地域防犯意識の向上に努める。
知的クラスター ……………	大学などの学術研究機関を核として、関連する公的又は民間の研究所や企業が周辺に集積すること。クラスターとは、花やブドウの房を意味し、同種のものや人の集まりをいう。
知の拠点 ……………	大学などの高度な知的資源を生かして各種研究機関や企業を集積させるとともに、学生、教職員、研究者、企業職員などの研究活動や企業活動を支える生活環境を含んだ拠点。
地方交付税 ……………	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、どの地方公共団体においても一定水準の行政サービスを保障するために、国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合が国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税とに区分される。
地方債 ……………	地方公共団体が主に道路や公園、学校などの施設を整備する際に、国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと。又、地方債を起こすことを起債という。

地方税 ……………	地方公共団体が課税することのできる税。市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税など。
地方分権 ……………	現在、国が行っている行政権限（行政サービス）の一部を住民にとって身近な地方公共団体に移す、あるいは地方公共団体に対する国の関与を見直すこと。これによって、より各地域の特性にあった行政サービスの提供が可能になると考えられている。
田園居住のまちづくり ……………	農山村・中山間地域や都市近郊地域など、良好な自然環境を形成している地域において、広いゆとりある敷地に、低い建ぺい率で低層の一戸建て住宅を建築し、豊かな自然環境と調和した街並みを形成する、環境共生型のまちづくり事業。関連法令として、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」や「志摩町田園居住のまちづくり条例」が制定されている。
投資的経費 ……………	地方公共団体が道路や公園、学校などのように、将来に残る施設を整備する際に支出する工事費や設計委託料などの費用。
DV（ドメスティック・バイオレンス）……………	配偶者間や恋人間など、身近な関係にある異性からの暴力。この場合の暴力とは、殴る、蹴るなどの身体的暴力に加え、怒鳴る、罵る、脅すなどの心理的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力がある。

【ナ行】

ナノテクノロジー ……………	ナノは10億分の1を表す単位。ナノメートル（100万分の1mm）の超微細な世界で原子や分子を操作し、加工応用する技術でナノテクと略称される。新素材、IT（情報技術）、バイオ、環境など幅広い産業発展に不可欠の基盤技術。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【ハ行】

パートナーシップ事業 ……………	健康づくり、ごみの減量化、道路や側溝の維持管理などの取組を、市民と行政との協働によって進める事業のこと。
バリアフリー ……………	もともと建築用語で、「バリア（障壁）」を「フリー（除く）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくするという意味合いが強いが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去というより広い意味でも用いられている。高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。
扶助費 ……………	地方公共団体が高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護などのために支出する費用。
物件費 ……………	地方公共団体が支出する賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料など）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などの消費的性質の費用。
ブルーツーリズム ……………	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

分散型地域核（ほたる） ……	大学を中心とした学術研究都市の地域に、研究開発、企業、住居などの機能を分散して配置する構想。拠点整備を分散させることで、環境との共生を目指す開発手法。
分担金・負担金 ……	地方公共団体が特定のものに利益のある事務事業を行う場合に、その受益者から徴収するもの。工事分担金、保育所運営費保護者負担金など。
ベンチャー企業 ……	新規に興され、創業からあまり時間が経っていない企業のこと。産業構造の転換期において、最先端の分野でそれまでなかった新しいビジネス、独自の技術や製品で急成長していく企業を指す。
弁当の日 ……	香川県綾川町立滝宮小学校の校長先生のアイデアで始まったとされる取組。親などの力を借りず、自ら弁当を作って持つことで、食に対するありがたさ、作ることの大変さ、料理の楽しさなどを知る良い機会となり、子どもたちの食育にもつながるとされている。身近では、二丈町の小中学校や役場職員が取り組んでいる。
補助費等 ……	地方公共団体が支出する各種団体への補助金、負担金や上下水道事業会計への補助金などの費用。
ホスピタリティ ……	心のこもったもてなし、歓待。もてなしする気持ち。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン ……	年齢、性別、体型、障害の有無などにかかわらず、すべての人がいつでも、どこでも利用しやすいデザイン（設計・構造）のこと。公平性、自由度、単純性、明快度、省体力、安全性、十分な空間性という条件を満たすものとされている。
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------